

第2章…誰も事故の真相を教えてくれない

(1) 豊橋市教育委員会の事故後の対応

・事実関係を教えてくれない

事故後の豊橋市(市教委、学校、市長、市議会)の対応について、私たちは当時から多くの疑問を持っていました。そして、民事裁判が終結した後も、豊橋市が責任を認めたことを、この市は時間が経つと忘れてしまうのではないかと、豊橋市の日々の言動から不安になりました。

事故の風化を防ぎながら、豊橋市が司法の示した和解条項を重く受けとめ、どこに問題があったのか、学校はどう行動すべきだったのか、今どうしなければならないのかを改めて見つめ直し、二度と繰り返さない決意を強く持ち続けてほしい。そんな思いを込めてこの冊子を作りました。

第2章では、事故発生から提訴に至るまでの豊橋市側の対応と、私たち遺族の思いを伝えたいと思います。

豊橋市教育委員会の当時の対応を振りかえった時に、まず思い浮かべることは、「事実を知りたいのに、伝えてくれない」という点です。

学校の正課の授業として野外活動に行った娘は、二度と帰ることが出来なくなりました。何が起きたのか、どうして花菜は亡くなったのか、事実を知りたい。親として当たり前の感情に、豊橋市教育委員会は積極的に応えてくれなかったというのが、私たちがずっと感じていたことです。7月、8月、9月と時間だけが流れていく中で、そのうちなにか説明があるのだろうと混乱した頭の中でずっと思っていました。

事故から4日経った2010年6月22日に、市教育委員会は、章南中学校の保護者を集め説明会を開いたようです。くしくもその日は告別式ということもあったのか、保護者でなくなった私たちには、その開催連絡はありませんでした。

毎月、月命日の18日前後に、市教育委員会教育長をはじめ幹部の方々が焼香に来られる時も、ただ「ご冥福を祈る」の言葉を繰り返すだけでした。娘の死を受け入れられないままの私たちにとっては、数珠を手に順番に焼香を済ませる姿を見せられ、どう対応したらいいのか戸惑うばかりでした。事故の話をする、警察の取り調べ中を理由に、事実関係はあいまいのままでした。

ただ、後に知りましたが、教育長の私案として、事故から1週間後の6月25日に開かれた市議会の各会派を集めた全員協議会で、事故のあった6月18日を、「豊橋いのちの日」に定める構想を発表しています。毎年、安全管理に対する意識を再確認する日ということです。私たちは、教育長のこの私案の件は、直接教育長から7月ごろ伺いましたが、事故究明がされていないこの時期、素早い風化防止の取り組みに違和感を覚えました。

下記は、「いのちの日」制定方針の新聞記事を参考にしました。



浜名湖ボート転覆 6月18日を”命の日“に 豊橋市議会で教育長方針 事故教訓「風化させない」

【2010年6月26日 東日新聞参照】

豊橋市章南中学のボート転覆死亡事故で加藤正俊教育長らは25日、豊橋市議会が開いた議員全員協議会で事故報告しました。加藤教育長は、事故について改めて謝罪のことばを述べた後、現在までに浮き彫りとなったさまざまな問題点を説明しました。

現地での問題点として、①湖上でのカッター訓練の実施判断と安全管理体制②事故後の救助と情報管理体制、学校側として③事故の一報を受けてからの保護者連絡とその後の情報管理④校内の危機管理体制⑤市教委との連絡体制—の5つをあげました。

市教委の今後の対応は、死亡した生徒の遺族対応に誠心誠意で当たり、他の生徒の心のケアに取り組んで1日も早い学校活動正常化をバックアップするとしました。「この事故を風化させないよう、6月18日を『豊橋いのちの日(仮称)』とし、亡くなった生徒の冥福を祈るとともに市内全小中学校で危機管理、安全管理体制をチェックしたい」。倉橋斎支教育部長は事故当時の状況その後の対応を説明しました。事故後、1年生10数人が非常にショックを受けて平静でなく、2、3年生にもショックが大きく24日には7人の生徒が学校を欠席したとのこと。20日から当分の間、臨床心理を含む10人のカウンセラーと教育相談員2人を同校に配置していることを報告しました。



なぜ花菜のいのちは失われたのか、2時間半もボートの底に沈められていたのか、これらの原因究明がなされないまま、事故から2週間後の時点で、風化させないための「いのちの日」制定案は、先走っている印象でした。「いのちの日」の趣旨は理解できても、このイベントによって、真相が覆い隠されてしまうのではないかと不安が募ってきました。

・「校外学習(行事)の安全管理体制の整備に向けて」について

事故から5カ月経った2010年11月11日付けで、豊橋市教育委員会は、「豊橋市立章南中学校カッターボート転覆事故を教訓とした校外学習(行事)の安全管理体制の整備に向けて」と題する文書(安全マニュアル)を市議会に提示しました。私たちもいただきましたが、そこには、「今後配慮すべき事項」、「安全管理体制整備のための視点」、「安全管理体制の整備に向けた取り組み」などが主な内容で、事故の事実関係の記載はありませんでした。遺族になにも事実関係の説明がないまま、今後配慮すべきことから始まる文章に、この事故はすでに過去のものにされてしまったと感じました。

私たち遺族が、「どうして花菜は亡くなってしまったのか」その事実関係を知ることが出来たのは、2010年9月30日に公表された静岡県教育委員会の「カッターボート転覆事故調査報告書」で、当日何が起きたのか概ね把握でき、さらに、2012年1月に公表された運輸安全委員会の「船舶事故調査報告書」で、個々の関係者の詳細な動きを知ることができました。

豊橋市教育委員会は、「校外学習(行事)の安全体制の整備に向けて」を2011年4月7日に市教育委員会のウェブサイトで公表しました。しかしここでも、学校が子どもたちを救うためにどう動いたのか、その結果どうなったのかという事故の事実関係を記載するものではありませんでした。その文書からも、豊橋市教育委員会は、静岡県側とは明かに立場が違うことを表していると、私たちは感じました。

下記は、豊橋教育委員会が公表した「校外学習(行事)の安全体制の整備に向けて」の1ページ目には、次のように記載されています。

学校教育活動においては、児童生徒の健やかな成長を願い、活動の目的を明確にし、適切な手立てを講じたうえでダイナミックな活動内容を計画、実施していかなければなりません。その際、児童生徒が安心して安全に活動に取り組むことのできる安全管理体制を整えることは、何よりも重視すべきことであります。

しかしながら、昨年度、豊橋市において野外教育活動中に生徒の尊い命が失われるという痛ましい事故が発生しました。お亡くなりになられた西野花菜さんのご冥福をお祈り申し上げますとともに、西野花菜さんのご遺族をはじめ、みなさまの心に深い痛みを負わせてしまったことに対し、心よりお詫び申し上げます。

豊橋市教育委員会では、二度とこのような事故を起こさないために、教育委員会内にプロジェクトチームを結成し、今回の事故に関する事実確認および今後配慮すべき事項を明らかにするなかで、あらためて校外学習における安全管理体制やその指導についての見直しを図りました。この取り組みにより、安心安全の確保された魅力ある校外学習が展開され、児童生徒の健やかな成長につながっていくものと信じています。あわせて、将来にわたって、今回の痛ましい事故を風化させないという決意が市内全小中学校に根付いていくよう努力してまいります。

平成23年4月
豊橋市教育委員会

私たち遺族はこのコメントを読んで、責任をあいまいなままにした表現だと感じました。また、「事故が発生したけども、すでに見直しを図っているので、後は風化させないように努力する」とし、「この件は対策済みである」と考えているように感じました。この事故を反省して作成した安全マニュアルに記す文書なら、せめて、「いのちを奪った責任を深く受けとめ」などの言葉があるべきではないかと思いました。さらに、この事故で大きな問題点として明らかになった「教職員の安全に対する意

識」に関して、2010年11月11日付けで市議会に提出した安全マニュアルには、「学校教育活動は、学校の責任において行われるものである」と明言していましたが、なぜか2011年4月7日に公表された安全マニュアルには、「学校教育活動が効果的に安全に実施できるようにするために、すべての教職員は留意事項について徹底すべきであり」と改定されており、責任という言葉が削除されていました。この改定で、教職員の安全に対する責任の範囲が狭められたと感じました。

私たちは、単に言葉尻を捉えて感想を述べているのではなく、この事故を招いた根源に、あいまいな責任があったと感じております。学校は、生徒のいのちを守る責任があることを明確にすることこそが、二度と事故を起こさない取り組みにつながると思っているからです。

私たちは「学校に預けた娘を、学校が返してくれなかった」という視点で訴えています。しかし、豊橋市教育委員会は、「あの事故は、静岡県側が起こした事故だ」という立場を崩さないままです。このことが、私たちと学校や豊橋市教育委員会の間に不信感を生んでいると感じています。

一方、静岡県教育委員会のコメントは、「尊いいのちが失われたことは、施設を所管する静岡県教育委員会として責任を痛感しているところです。」と記し、責任という言葉で二度と起こさない決意を述べています。

このように、豊橋市教育委員会の事故後の対応は、私たちの認識と大きく違っていました。原因を解析して、再発防止に取り組む姿勢が非常に浅く、やがてそれは市議会に対しても同様の思いを持つことになりました。

下記は、校外学習の指導文書の新聞記事を参考にしました。



原因究明にはふれず

豊橋市教委 章南中ボート事故受け校外学習の指導文書

【2011年4月9日 東愛知新聞参照】

豊橋市教育委員はこのほど「校外学習(行事)の安全管理体制の整備に向けて」と題した文書をまとめました。2010年6月に同市章南中学校が校外学習中にボートが転覆し、女生徒1人が亡くなったのを重くみてつくったとのこと。保護者が強く求めている事故究明については同書でも「静岡県警および国土交通省運輸安全委員会の調査結果を待たざるを得ない」として、ふれませんでした。また、カッター訓練実施・中止の判断に題する項では、「注意報の発表後も(学校側は)所員による実施可能の判断を受け、大丈夫と判断した」



などとして、判断を青年の家に「丸投げ」していたことを反省しています。今後は「学校側も主体的に気象情報の収集を行い(不安があれば)協議すべき」と記しました。

全体として生徒の安全管理を三ヶ日青年の家に委ね過ぎていた点も反省しています。カッター訓練を前に乗船名簿を作らなかった点にふれ、「全体の参加者名簿だけでなく、活動ごとの参加者名簿を作成すべきだった」としました。

しかし、一方で「青年の家からは乗船名簿の提出は求められていなかった」などと、責任を青年の家を求める記述もあり、全体として「身内をかばってお茶を濁した」といわれかねない内容も散見できます。同文書は同市教委学校教育課のHPで見ることができます。

(2) 豊橋市立章南中学校の事故後の対応

・主体性が見えない中学校

花菜は1年A組でした。この野外活動では実行委員となり、当日出航前に学校を代表して「一致団結」の宣誓をしました。その時の写真に映る娘の顔は、見たこともないような不安に満ちた暗い顔でした。

事故発生直後から学校は、私たち遺族とどう接しているのか分からない様子で、いつもうろたえているように見えました。忘れてしまいたい出来事、都合の悪い出来事は、本当に忘れようと努力しているようにも見えました。



(写真：章南中より 出航前に学校代表で宣誓をしている花菜
三ヶ日青年の家にて)

学校としては、保護者でなくなった遺族の訴えよりも、生徒たちへのケアだけを考えているようで、そのケアも、事故を思い出させないことが一番正しいやり方と信じているかのように見えました。

各教職員も、事故に向き合うことを避けていたのではないのでしょうか。教職員自身、そんな行動に問題意識を持っていなかったようにも見えました。私たちからは、生徒を救えなかった当事者校として反省し、二度と繰り返さない取り組みを必死でやろうとする姿勢は見えませんでした。

私たちが、「どうして花菜が亡くなってしまったのか」や、「先生方はどのような行動を取ったのか」を引率した先生達から直接聞きたいとお願いしても、A校長は、「警察の捜査中なので」と、教えてくれませんでした。「先生も生徒も苦しんでいるので、そっとしてほしい」というのが、学校から伝わる印象でした。学校の事故後の危機管理体制は、遺族に対しては対象外のようなものでした。

事故から半年以上たった12月末に、くり返しお願いしてようやく現地に行った引率の先生方から直接話を聞くことが出来ました。その際もA校長から「メモは取らないで下さい」と言われました。それは、自分たちの不利な情報が漏れることを恐れているように見えました。花菜は、正課の授業で先生の言われた通りにして、いのちを落としたのに、学校の保身としか思えないような言動は、私たちをさらに苦しめ強い怒りを感じました。

その後の学校とのやり取りの中でも、主体的に再発防止に向けた取り組みや風化防止の活動など、なにも起こそうとはしない学校に対して、不信感は募るばかりでした。

・「花菜文庫」

右写真は、「花菜文庫」です。書棚は母親の西野光美の設計です。花菜が章南中にいた証と、事故の風化を防ぐために、2010年12月に章南中学校に私たち遺族が寄贈しました。最終的には500冊以上の書籍やCDなどを納めました。私たちは、将来にわたってこの中学に入ってくる生徒たちにも、2010年6月の事故を知ってほしいと思っています。決して、病气や学校外の交通事故などで亡くなったのではなく、学校の授業の一環として実施した自然体験学習中に、なんの落ち度もない生徒が、いのちを亡くしてしまったことを同じ中学生として、目をそむけるのではなく、受け止めながら成長してほしいと思っています。

この事故を通して、夢や希望を絶たれてしまったいのちの重さについて、それぞれが考えることができる文庫であってほしいと願っています。



(「花菜文庫」 章南中学校)

・「豊橋・学校いのちの日」の取り組み

章南中学校のいのちの日の取り組み内容は、まるで他校で起きた出来事のように、市内の小中学校と同様のものでした。それは、豊橋市教育委員会に言われたからやっているだけという姿勢にしか、私たちには感じられませんでした。

下記は、2012年の章南中学校の「豊橋・学校いのちの日」の取り組み案内です。

「豊橋・学校いのちの日」の取組み計画について

学校番号 中6-221 豊橋市立章南中学校

1 期 日 平成2012年5月24日(木)～ 6月18日(月)

2 対 象 生徒、職員、保護者

3 内 容

◆いのちの取り組み一 (1)

○初級救命救急講習の受講… ③ (5月24日)

消防署員を講師に招き、職員が人工呼吸やAED等の心肺蘇生法訓練を行う。

○通学路点検活動… ① (5月30日 6月18日)

職員、生徒、保護者、地域の方による通学路点検を行う。

○学校施設の一斉安全点検… ① (6月18日)

管理責任の場所だけでなく、廊下や昇降口、校舎内外などを多くの目で、違う人の目で点検する。

〈職員の朝の打ち合わせ時〉

○黙とう 講話 (校長)… ② (6月18日)

職員の危機管理意識を高めるための校長講話を行う。

◆いのちの時間… (2)(6月18日)

〈朝の会〉

○「いのち」を見つめる説話や黙想【各学級】…②

震災に負けず、立ち上がろうとしている人たちの話(テレビや新聞などから)
記録に向けて、日々努力している人たちの話(テレビや新聞などから)
教師をしていて感動した体験、心に残っている教え子の話(自分の経験から)
子どもが生まれた時の感動、喜び、子育ての大変さとやりがいなどの話
(自分のプライベートな部分から)

◆いのちの活動… (3)(6月18日)

<5 限> 13:20～ 14:05【各学級】

○「いのち」を見つめる授業や体験活動 <道徳、学活など>… ①

自分を大事にする生き方、あり方について考えさせ、交流する時間にする。

生命を尊重する心や共に生きていこうとする態度を育む。

自分のいのちは自分で守る資質や能力を育む。

<6 限> 14:15～ 15:15(60分)【全校生徒】

○音楽コンサート ①②

[テーマ] ～光奏でる友と～

娘は太陽だった 音楽大好き 友達大好き

[内 容]クロマチックハーモニカ ピアノ ベース ドラムスのカルテットに
よるジャズ生演奏 (ミュージック プレゼンターおとや)

吹奏楽部との共演

章南中学校の2012年6月18日に実施した「豊橋・学校いのちの日」の取り組みは、あの事故の反省に立ったものではなく、事故がなくても取り組めるものばかりでした。生徒にいのちの大切さを教える前に、教諭自身の危機管理意識の見直しが何よりも重要なのではないのでしょうか。救命講習や施設の安全点検、校長講和などではなく、2010年6月18日の浜名湖で何があったのか、その反省に立ち、教諭の危機管理能力を高めるための計画等が示され、その進捗等を発表し、問題点を確認し合うぐらいの事は行われるべきだと思います。また、地域への積極的なアピールも必要だと感じています。

浜名湖で起きたこの事故は、激しい雨が降り、白波が立ち始めている湖に、経験のない生徒と教諭だけが乗ったカッターボートを出航することに、生徒を引率しているにもかかわらず、校長は何も判断をせず、教諭は誰も中止を訴えなかった危機管理意識の希薄さが引き起こした事故なのです。そして、目の前で行方不明になっている生徒がいるにもかかわらず、その場を離れる教諭の資質欠如そのものが招いた死亡事故なのです。

6月18日に制定されたこの行事、当事者中学校としてその意味をもっと深く考えてほしいと思います。M 元校長から引き継いだ A 校長の言動からは、花菜の事故は活かされておらず、学校全体の意識は全く変わっていないと感じています。

(3) 豊橋市の事故後の対応

・市長へ「要望書」提出

事故から3カ月たった2010年9月頃でした。私たち遺族は、事故の状況について、学校、豊橋市教育委員会、豊橋市から、なんの説明もないことに、不安と疑問の気持ちが強くなり、弁護士に相談することを決意しました。

「どうして花菜が亡くなったのか分からない」「真実を知りたい」「なぜ事故が起きたのか」「事故が起きても多くの方が助かっているのに、なぜ花菜は亡くなったのか」「その時に浜名湖の現場で中学校の先生はどのように動いたのか」など、何も学校や豊橋市教育委員会からは知らされないままでした。遺族への説明責任も感じていないように思いました。そして、静岡県側の対応と豊橋市側の対応は大きく違っていました。「どうしてこの違いが発生するのだろうか」溜まっていた疑問を弁護士にぶつけました。

私たちは、弁護士のアドバイスもあり、学校の設置責任者である豊橋市に対して、明確に私たちの意思を伝えるため、真相究明と再発防止を求める要望書を市長に提出しました。

下記は、2010年10月に豊橋市長に提出した要望書です。

豊橋市長

佐原 光一様

豊橋市立章南中学校自然体験学習における
ボート転覆事故の真相究明を求める要望書
要望趣旨

今年6月17日の朝、「行ってきます」と言っ、章南中学校に行った私たちの娘、花菜は、翌18日に二度と帰れなくなりました。あれから4カ月近く経過した今でも私たちは、娘が亡くなった現実を受け入れることができずにいます。どうしてなんの落ち度もない娘が、学校教育の場でいのちをなくしてしまったのか、悲しくて悔しい気持ちでいっぱいです。

今、私たちに何ができるのか、何をしなければならないのかを考えた時、12歳の若い尊いいのちがなぜ失われることになってしまったのか、その原因を明らかにして、このような悲しい出来事を二度と繰り返さないようにすることだと考えました。また、子どものいのちを預かる学校教育の責任は、非常に重い事を再認識してもらうために、力を尽くすことだと思いました。豊橋市におかれましては、今教育の現場でどんなことが行なわれているのか、どこに問題があったのかについて徹底的に調査をしていただき、豊橋市の学校教育が安全で安心なものになるよう対策を講じていただくことを切望します。

4カ月近くたった今も、事故の原因も花菜が亡くなった事の真相も何も知らされておられません。しかも未だ、具体的な対策が講じられていないと聞きます。1日も早く生徒たちが学校に信頼を置き、将来に向かって勉強に励み、また健やかに中学生を送ることができるよう、親が、自分のいのちより大事な子どもを安心して学校に預ける事ができるよう、次の事項を強くお願いします。皆様の温かいお力をお貸してください。

以下の要望事項について、取り組んで頂けるか否かのご回答を、平成22年10月末日までにお願いたします。

要望事項

- 1、豊橋市は、平成22年6月18日、豊橋市立章南中学校自然活動における、ボート転覆事故および西野花菜の死亡について原因を調査し、真相究明をすること。
- 2、豊橋市は、二度とこのような事故や生徒の死傷という結果を、再発させないための具体的な生徒の安全対策を講じること。

私たちは、市長への要望書と同時に、豊橋市議会に対しても、真相究明を求める請願書を提出することにしました。なぜ花菜が亡くなったのか、それを明らかにして、二度と繰り返さない取り組みをしてもらうための活動がこの時から始まりました。

市長に要望書を提出したその日、私は記者会見を開きました。その時の報道の方との質疑応答のメモを、下記に掲載します。

<記者会見での質疑応答の記録メモ>

記録：2010年10月12日

1. 4カ月たった今なぜ請願活動をしようと思ったのか？

私は、事故当時から原因の究明と二度と繰り返さない対策に関係者をお願いしている。

この事故は、静岡県と(株)小学館集英社プロダクション(小プロ)、豊橋市の3者が絡んでいる。

静岡県側は、小プロも含めて、知事の発信で原因究明と具体的な対策を進めており、その進捗を県の安倍教育長から直接数回にわたり報告を受け、残っている課題についてもしっかり

認識しており、また私たち遺族に対する対応も誠心誠意さが伝わっている。一方、豊橋市は、4カ月たった今でも一向にそのような報告がなく、具体的な対策も聞いていない。

娘の花菜は、豊橋市立の学校教育の中で何の落ち度もないのに死んでしまったのに、死亡事故に対する具体的な再発防止が全く伝わらない。

本来であれば、早急に原因究明をし、再発防止策に取り組み、その報告書を公表し、指摘を受けながら改善を繰り返す取組みをしなければならぬと思う。

このままでは、何も変わらないと思い、弁護士のアドバイスを受けながらこの請願活動をしようと考えた。



(左から小林修弁護士、遺族の西野友章、菊地令比等弁護士)

2. 豊橋市に対してどのような対策を望んでいるか。

豊橋市が講じるべき対策は、組織としてどこが間違っていたのか、ずさんな危機管理体制をどのように立て直すのか、どうやって子どもの安全を確保するのか、やるべきことはたくさんあると思う。尊いいのちが失われたことにもう少し、危機感を持って取り組んでほしい。その結果、保護者が安心して子どもを預ける事が出来る環境や、生徒が安全に健やかに学べるようになって欲しい。今はそうっていない。講じられた対策に改善を繰り返し、その結果、将来豊橋市の教育の危機管理体制が全国のモデルになれば、本当に娘の死がムダにならずに報われると思える。そう願っている。

3. 章南中に対してどう思うか？(対応は？)

主体性がまったく見えない。当事者校として、二度と繰り返さない決意が感じられない。それでも今は新しいA校長の下、立て直しを図っているとのこと。娘の友達も多く通っている学校なので応援したい。個々の先生方には、恨みのような感情は持っていない。ただ今休職中のM校長に対しては、事故現場の学校側の責任者であるのに、事故後の対応の悪さに憤りを現在も感じている。

4. 責任問題も明確になっていないように思うが、賠償についてどう考えているか。

法的な責任については、警察の調査結果を待つような形になっていると思う。賠償については、今後弁護士と相談してからと考える。

5. 市長に対してと市教委に対してどう考えているか。

市長については、豊橋側の最終責任は市長にあるのではないかと思う。この事故は、あってはならないこと。豊橋市立の学校教育の現場で死んでしまったわけで、教育委員会とは区別された組織かもしれないが、義務教育の中で事故が起こったので、市長には、二度と繰り返さないよう力強いリーダーシップをとってほしい。市民に市長としてのメッセージを出してほしい。市長に助けて欲しい。市教委は具体的な対策をもう少しスピーディに提示してほしい。

6. 市長が、もう少ししっかり調査し、具体的な対策をやれと指示した場合、署名活動は行うのか。

署名活動の方向は、2通りあると思う。1つは市長が約束できないといった場合、市民の意思を添えて考え直してもらおう事。もう1つは、市長が約束するといった場合、より多くの市民に今回の事故について関心を持って頂き、市が講じた対策に注目していただきたいために行う場合があると思う。

当時は、市長をはじめA校長にも期待していましたが、結局なにも変わりませんでした。

・「要望書」提出の新聞記事

下記は、豊橋佐原市長へ要望書を手渡した時の新聞記事を参考にしました。



浜名湖事故 遺族会見
豊橋市教委 腰重く
父「何も知らされず」

【2010年10月13日朝日新聞参照】

浜名湖で6月に起きたボート転覆事故で、豊橋市立章南中1年の花菜(当時12)を亡くした父親の私が12日午後、初めて記者会見しました。私は「事故の原因も真相も、何も知らされていない」と豊橋市教育委員会の対応を批判しました。

私の記者会見は、佐原光一・豊橋市長と面会して要望書を出した後に開かれ、弁護士2人も同席しました。花菜の写真を手にしながら会見した私は「(事故現場の)静岡からは誠実さが伝わってくるが、豊橋は黙っていたら何もしない」と話しました。

私たちが市長に要望書を提出した背景には、市教委の対応の不信感があります。「事故原因の究明があつてこそその再発防止なのに、豊橋市教委からはその姿勢がまったく見えない」と訴えました。

静岡県教育委員会は9月30日、ボート事故の調査報告書をまとめ、県議会に提出しました。A4サイズで38ページにわたる報告書は、風向や風速、船の位置など地図や写真を用いて、転覆までの流れや救助態勢を時系列で詳細に検証しました。その上で事故発生の原因や問題点、改善策について8ページを割き、私にも渡されました。

同県教委幹部は県議会に提出する前に私の自宅を訪問し、報告書の原案を渡して意見を求めました。「ボートの転覆について想定されていなかった」点について、私から指摘されたのを受けて「転覆を想定し、この場合の救助方法や対策を検討する」とする一文も盛り込まれました。県教委社会教育課の担当者は「ご遺族から了解を得るのは当然」としています。

これに対し、豊橋市教委が事故そのものについて作成したA3サイズで6ページだけでした。事故の概要を時系列に並べて、7月下旬に市議会に提出しました。事故の原因については、「複数の市議から委員会内での指摘に対して明言した」(学校教育課長)というだけで、文書化していません。また、市議会に出した時系列の文書についても、市教委は私たちに渡しておらず、私は知人を通じて入手しました。

朝日新聞の取材に対し、市教委は学校に配布するマニュアルを「作成している最中」としており、①下見の際の注意点②実施前の判断基準③実施直前での判断④事故後の連絡体制の4項目を柱にすると説明しています。しかし、このマニュアル案では「被災状況の把握と人員確認」と書いて



いるだけで、事故の際の学校や市教委の対応の問題点を明文化していません。理由について学校教育課長は「結果として(問題点を明記した)文書を作成していませんでした。課員が事故の問題点を把握してマニュアルをつくっている」としています。私は「このままでは、教育現場に事故の教訓が伝わらず風化してしまう。花菜は豊橋の子なのに」と肩を落としました。



ボート転覆 豊橋市に要望書 「娘の死 無駄にせぬように」 父親の西野さん市の管理責任問う

【2010年10月13日中日新聞参照】

「何の過失もない娘が、なぜ死ななくてはいけなかったのか。どうしてもその理由が知りたい」。浜松市の浜名湖で6月に起きたカッターボート転覆事故で、豊橋市章南中1年の花菜(当時12)を失った父親の私は12日、豊橋市役所で要望書を手渡した後に行われた記者会見で沈痛な表情を見せ、市に事故の真相究明を求めた思いを話しました。

笑顔で手を振り、楽しみにしていた浜名湖での自然体験学習へ向かった花菜。

あの日から約4カ月。私は大切な一人娘を失い「体験学習に行かなければ」「章南中に娘を通わさなければ」と後悔の念にさいなまれ続けてきました。

その間、章南中や市教委、豊橋市の対応について「事故の真相がわかる説明を受けたことは一度もありませんでした」。事故の発生時、学校からの連絡も遅れました。テレビを見て発生を知り、学校へ問い合わせをしても必要な安否情報は最後まで伝わりませんでした。

学校関係者などへの不信感は募るばかりです。私は「学校や教育委員会の事故を隠ぺいしようとする意図が見える。豊橋市や市教委の管理責任をあらためて問いたい」と行動を起こしました。

記者会見で、私は「このまま事故が忘れられ、豊橋市や市教委の再発防止策が取られないならば、花菜の死が無駄になってしまう。事故の真相と責任の所在を追及することが、親として亡き娘にできる、せめてもの供養です」と訴えました。



豊橋章南中ボート転覆事故 もっと真剣に原因究明を 西野さんの父が市長に要望

【2010年10月13日東愛知新聞参照】

「娘の死を無駄にしないで」一。6月18日に浜名湖で起きた豊橋市章南中のカッターボートが転覆事故から4カ月。同事故で長女の花菜(当時12)を失った私が12日、「もっと真剣に事故原因を

究明してほしい」と、豊橋市役所に佐原光一市長を訪れ要望書を手渡しました。

私は午後4時半すぎ、小林修弁護士らと一緒に豊橋市役所へ行きました。「豊橋市立章南中学校自然体験学習におけるボート転覆事故の真相を求める」とした要望書を佐原市長に手渡しました。

要望書はA4用紙1枚にまとめられ、「(豊橋市からは)4カ月近くたった今、事故原因も花菜が亡くなった真相も知らされていない。しかも、いまだに具体的な対策が講じられていない」として、①事故および死亡原因の究明②再発防止のための具体的な安全策の確立を求めました。

これに対し、佐原市長は行政に捜査権限がないことや、学校行事は市教委の所轄であることを説明し、「市としては静岡県警の捜査を見守っている段階。今後、市教委と連携して再発防止に取り組んでいく」と述べるにとどめました。

私は要望書を手渡した後に記者会見を行い、そのなかで悪天候のなかで訓練を強行した静岡県立三ヶ日青年の家、および同施設指定管理者の(株)小学館集英社プロダクション(東京)は「事故原因の究明および再発防止に真剣に取り組んでいる」と評価しました。

しかし、豊橋市および市教委については「教育長が毎月、娘の月命日(18日)に来てくれるが、娘の死を教訓にするという『命の日』の制定も案にとどまっている」ほか、「再発防止策は市と相談して」などの言い方に、積極的な取り組み姿勢が感じられないと不信感を表しました。

私は今後、支援してくれる市民団体と真相究明を求める署名を集めたいとし、「12月市議会に間に合うよう、11月末までに集めたい」と述べました。また、現段階は考えていないが、市の対応によっては民事訴訟に踏み切る可能性もあるとしました。



(4) 真相究明を求める請願署名活動へ

・署名活動

私たちは、豊橋市長に真相究明と再発防止を求める要望書を提出したのとほぼ同時期に、豊橋市議会に対しても、同様に真相究明と再発防止を市議会の中で取り組んでいただくように、請願書を提出することにしました。それに合わせて、2010年10月末から約1カ月、私たちの趣旨に同意を求めて豊橋市内を中心に署名活動を行いました。

下記は、署名用紙にも用いた請願書です。市長に提出した要望書と同じ趣旨内容です。

平成 22年 月 日

豊橋市議会議長

大沢 初男様

豊橋市立章南中学校自然体験学習における
ボート転覆事故の真相究明を求める請願書

請願趣旨

今年6月17日の朝、「行ってきます」と言って、章南中学校に行った私たちの娘、花菜は、翌18日に二度と帰れなくなりました。あれから4カ月近く経過した今でも私たちは、娘が亡くなった現実を受け入れることができずにいます。どうしてなんの落ち度もない娘が、学校教育の場でいのちをなくしてしまったのか、悲しくて悔しい気持ちでいっぱいです。

今、私たちに何ができるのか、何をしなければならないのかを考えた時、12歳の若い尊いいのちがなぜ失われることになってしまったのか、その原因を明らかにして、このような悲しい出来事を二度と繰り返さないようにすることだと考えました。また、子どものいのちを預かる学校教育の責任は、非常に重い事を再認識してもらうために、力を尽くすことだと思いました。豊橋市におかれましては、今教育の現場でどんなことが行なわれているのか、どこに問題があったのかについて徹底的に調査をしていただき、豊橋市の学校教育が安全で安心なものになるよう対策を講じていただくことを切望します。

4カ月近くたった今も、事故の原因も花菜が亡くなった事の真相も何も知らされておられません。しかも未だ、具体的な対策が講じられていないと聞きます。1日も早く生徒たちが学校に信頼を置き、将来に向かって勉強に励み、また健やかに中学生を送ることができるよう、親が、自分のいのちより大事な子どもを安心して学校に預ける事ができるよう、次の事項を強く請願します。皆様の温かいお力をお貸してください。

請願事項

- 1、平成22年6月18日、豊橋市立章南中学校自然活動における、ボート転覆事故および西野花菜の死亡について原因を調査し、真相究明をすること。
- 2、二度とこのような事故や生徒の死傷という結果を、再発させないための具体的な生徒の安全対策を講じること。

最終的には、約1カ月間で、1万6千を超える署名を集めることができました。また全国から、この時期、多くの励ましや署名のご協力を頂くことができました。

・「**転覆解明に署名を**」**新聞記事**

下記は、その時の署名活動の新聞記事を参考にしました。



「**転覆解明に署名を**」

豊橋駅前

ボート事故 遺族が呼びかけ

【2010年11月8日中日新聞参照】

浜松市の浜名湖で6月、野外教育活動中のボートが転覆し、愛知県豊橋市章南中1年の花菜（当時12）が亡くなった事故で、花菜の父親の私ら10人は7日、豊橋駅前で、豊橋市に対し事故の真相究明を求める署名活動をしました。

署名は市による事故の説明責任が果たされていないとして、原因調査と再発を防ぐための安全対策を求める内容です。私たちが署名を呼び掛けると中高生から高齢者まで多くの市民が応じてくれました。同県豊川市のパート社員の女性は「荒天候にボートを出した学校の判断はどうだったのか。幼い子を持つ親として疑問に思う」と話しました。

1時間に集まった署名は400人分です。今後も続け、集まった署名は今月末に市議会に提出します。私は「多くの市民の皆さんが、事故に高い関心を持っているということを示したい」と話しました。



原因究明求め署名

浜名湖のボート事故

遺族、豊橋市議会提出へ

【2010年11月8日静岡新聞参照】

浜名湖で6月、静岡県立三ヶ日青年の家のボートが転覆した事故で、死亡した豊橋市章南中1年の花菜（当時12）の父親の私が7日、豊橋駅前で事故の原因究明と再発防止を求める署名活動を行いました。25日まで署名を集め、29日の市議会に提出します。

花菜が通っていた能楽教室関係者ら支援者とともに街頭に立ち、市民に協力を呼びかけました。集まった署名は、1時間で約400人分。制服姿の中学生が署名用紙に記入する姿も目立ちました。



私は「何か月もたつが、豊橋市がどのような調査をしているのか報告がない。しっかりやっているのか、議会にチェックしてほしい」と署名活動の意義を説明しました。「予想以上の関心の高さで、今後の活動の励みになる」と手ごたえを話しました。

静岡県と静岡県教委、指定管理者の(株)小学館集英社プロダクションに対しては「独自の調査を実施して一定の結果を出した」と述べ、署名活動や要望書の提出などは行わない考えを改めて示しました。



ボート転覆死 父が署名運動

豊橋・救命求め市議会に請願へ

【2010年11月8日 毎日新聞参照】

静岡県の浜名湖で6月に起きた豊橋市立章南中1年生の手こぎボート転覆事故で亡くなった花菜の父親の私が7日、豊橋駅前で真相究明を求める署名活動を行いました。29日、署名を添えて市議会に請願します。

私は10月12日、佐原光一市長に真相究明と再発防止を要望しました。市は同27日に市長名で、「独自の情報収集を進めており、静岡県警の捜査などに最大限協力する」などと回答しています。

私は「事故の原因究明が不十分」と指摘しており、「警察とは別に市としての調査を。子どものいのちを預かっている責任の重さを考えてほしい。署名を集めることで市民の関心の高さを示したい」と語りました。



(5) 豊橋市議会の事故後の対応

・「紹介議員」のお願いと市議会傍聴

豊橋市議会は、事故のあった1か月半後の2010年7月27日に、「豊橋市立章南中学校の自然体験学習中の事故」について福祉教育委員会を開催しています。私たち遺族がその内容を知ることが出来たのは、4か月近くたった署名活動中に入ってからでした。その時点ではまだ市議会ウェブサイトにも公開されていませんでした。

私たち遺族には、「なぜ花菜が亡くなったのか」「なぜ事故は起きたのか」「当時現場の先生方はどのように動いていたのか」など、学校や豊橋市教育委員会、豊橋市からは何も説明のないままでした。

このままでは、事故の事をうやむやにされると思い、また支援してくれる方々のアドバイスもあり、私たちは、豊橋市議会に働きかけ、豊橋市に対して原因究明と安全対策を講じて頂くために、請願書を提出することにしました。そのためには「紹介議員」というものが必要で、市議会を構成して

いる全会派に、下記の手紙を手渡ししながら趣旨を説明し、頭を下げてお願いをして回りました。

また、個別に地元から出ている議員にも電話をかけて約束を取り、お願いに訪ねたりもしました。ところが「議会は犯人探し場ではない」と断る議員もいました。なぜ子どもは死んだのか、その原因を探ることが犯人探しになるのでしょうか？ 常識では計り知れない不可解な議会の実態を知りました。

豊橋市立章南中学校自然体験学習における
ボート転覆事故の真相究明を求める
請願について「紹介議員」のお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は市民生活の向上や暮らしの安全にご尽力くださり深く感謝申し上げます。

さて、今年6月17日の朝「行ってきます」と言って、学校に行った私たちの子ども花菜は、翌18日に二度と帰れなくなりました。そして今もなお、なぜ花菜が死ななくてはならなかったのか、全く豊橋市からは説明を受けておりません。花菜がなぜ死ななくてはならなかったのか、その理由を明らかにして学校教育の現場で二度とこのような事故が起きないような安全対策マニュアルの作成が、親として娘へのせめてもの供養と考え、この度別添のような事実関係を明らかにする請願運動を行うことといたしました。本年12月議会に提出の予定です。

ぜひ請願趣旨にご理解いただき、請願の紹介議員になっていただくようお願い申し上げます。

一度ご検討をお願い申し上げます。

ご意見を下記メールにお寄せいただけたらありがたいです。

2010年11月1日

西野 友章

西野 光美

さらに私は、別の日に議員の皆様方に、事故について、市教育委員会に質問をしていただきたく、全会派をお願いをして回りました。

下記は、その時に各市議会議員に配布したお願いの文書です。

2010年11月18日

議員各位

「豊橋市立章南中学校カッターボート転覆事故を教訓とした校外学習(行事)
の安全管理体制の整備に向けて」について 調査のお願い

西野 友章・光美

日頃は市民生活の向上や暮らしの安全にご尽力くださり深く感謝申し上げます。

さて、豊橋市教育委員会作成の「豊橋市立章南中学校カッターボート転覆事故を教訓とした校外学習(行事)の安全管理体制の整備に向けて」について、私たちの思いを議員の皆様方に知って頂きたく、調査依頼事項として下記に挙げさせていただきました。

ご多忙の事とは存じますが、是非一読願ひ、教育委員会への質問内容として、ご検討いただければと思います。

記

①カッター訓練の計画段階での採択について

この計画を採択する段階で、ボートが転覆する事をなぜ想定しなかったのでしょうか？ボートを湖面に出す際、先ずは、ボート転覆の不安が浮かぶと思いますが、なぜ想定できなかったのでしょうか？計画を採用する段階で、いつだれがどんな事を検討して決定したか事実関係を調査して教えて欲しいです。

②三ヶ日青年の家の変化点について

この計画を採択する段階で、昨年とは違う大きな変化点の1つに、4月からの民間委託があると思いますが、その変化点を捉えていましたか？また捉えていたなら、その変化点に対し、どんな危険を想定したのでしょうか？安全性への不安はなかったのでしょうか？いつだれがどんな事を検討し採択に至ったか調査して教えて下さい？

③自主艇について(乗船配置について)

先生方のボート経験は豊富なのでしょうか？ほとんどの子どもたちがボートを漕ぐのは初めてと思いますが、風雨が強まる中どんな危険を想定したのでしょうか？また訓練直前の指導で充分と思ったのでしょうか？いつだれが何を根拠に乗船配置をしたのでしょうか？

④下見での打合せについて

下見の目的はなんのでしょうか？下見の段階で、緊急事態の発生は全く想定しなかったのでしょうか？

下見の結果、子どものいのちを預かる立場として、どんな項目が NG となればプログラムを変更するのでしょうか？あるいは NG を想定する事はないのでしょうか？

⑤実施中止の判断に関して

三ケ日青年の家の所員は、出港2時間前の気象条件で実施判断をしていたようですが、直前での実施判断は、校長としてなにかされたのでしょうか？気象の悪化は想定されなかったのでしょうか？いつだれがどの段階で何を根拠に実施を決定したのでしょうか？三ケ日への協議申し入れはなぜできなかったのでしょうか？その時校長はどこでなにをしていたのでしょうか？

⑥転覆までの対応について

風雨の中、船酔いが発生する事は誰も想定していなかったのでしょうか？船酔いが発生したボートはどうなるのか何も想定していなかったのでしょうか？また C 艇のえい航時、誰が舵をとり、誰が子どもを励ましていたのでしょうか？その時の子どもの様子はどうだったのでしょうか？

⑦事故対応について

C艇のY教員とK教員が救助された時、まだ不明の生徒がいるとの情報に、両教員は、ボートに閉じ込められている生徒に、どんな危険を想定したのでしょうか？どちらの教員が、所長に生徒がいる情報を伝えたのでしょうか？また、その後両教員は、どこで何をしていたのでしょうか？活動本部の人たちは、救助本部が設置されたことをなぜ認識できなかったのでしょうか？また校長は、なぜ救助本部に移動するのに2時間以上かかったのでしょうか？校長は、転覆の情報が入る前と入った後、どこで何をしていたのでしょうか？乗船名簿はいつだれがどのような目的で作成されたのでしょうか？

また、C艇の両教員は、C艇の人員確認時、船内に残された生徒が救助されたかが、どうして把握できなかったのでしょうか？把握するために、どのようなアクションを取ったのでしょうか？またC艇の生徒の担任であるT教員がA艇に乗っていたそうですが、T教員は、ホテルロビーでなぜC艇の生徒の人員確認ができなかったのでしょうか？

<資料全体を通じての印象>

今回、市教育委員会から頂いた資料について、訓練の計画段階から事故対応の間で、事実関係に不明確な部分が多いように思いました。それぞれの場面で「なぜ想定されなかったのか」、その背景を調べないと、真の原因は把握できないと思います。そのためには、時系列に個人毎に、いつ、だれが、どこで、何をしていたか、何を言ったかの事実を調べる事で「なぜ想定されなかったのか」が見やすくなると思います。そうしないと、二度と起こさない対策は、講じられないと思います。是非皆様の、力をお貸しください。

第2章…誰も事故の真相を教えてくれない

被害者の遺族がここまでやらなければ、この市は動かないのかと、悔しかったことを覚えていません。

私は、2010年11月24日に福祉教育委員会で、事故についての質疑応答があるということで、初めて市議会を傍聴させていただきました。

下記はその時の記憶メモです。

校外学習の計画から事故対応の様々な場面において、事実確認をする中で、いかに学校現場の危機管理が希薄であるかがわかった。

静岡の人の変化も、気象の見極めも、転覆も、救助も、なにも危険を想定していない。

その中で、今後二度と起こさない取り組みに対する質疑応答。私たち遺族からすると、「何にも危機管理が出来ていませんでした。すみませんでした。今後二度と起こしません。」では、到底納得できるもので



(豊橋市議会：HPより)

はない。特に子どものいのちを預かる立場なのに、なぜこんなにずさんな管理だったのか、なぜ容易にできそうな危険予知がされなかったのか、どこまで掘り下げて調査をしたのか、市や教育委員会はどのように責任を感じているのか、なにも見えない。

私たち遺族に対する対応をどのように考えているのか？私たちや市民に対する説明はどのような形ですか？

再発防止は当たり前で、根本的に現況の教育現場で、今の教員のレベルで、立派なマニュアルを作っても、活用できるのか？

この日の傍聴は、多くの疑問が残り、期待していたものではありませんでした。

・市議会に「請願書」を提出

2010年11月29日、私たち遺族は、市議会に対して、原因究明と再発防止を豊橋市に促すように2通の請願書を提出しました。

1つ(第5号)は、明らかにしてほしい事実関係を8項目に分け、その調査内容を具体的に記載しました。もう1つ(第6号)は、市長への要望趣旨と同じです。これを署名用紙にも使わせて頂きました。この請願書には、10名の「紹介議員」のサインと、1万6千の署名を添えました。

下記は、第5号の請願事項です。(請願趣旨は要望書と同文にて省略)

豊橋市議会議長 大沢 初男 様

第5号

平成22年11月29日

紹介議員

豊橋市立章南中学校自然体験学習における
ボート転覆事故の真相究明を求める請願書

【請願事項】

1 以下の①～⑧について調査し、明らかにすること。

①事前の危機予測について

- ・ボート訓練を計画する段階において想定した危機予測の内容について
- ・ボート転覆を想定出来なかった理由について
- ・ボート訓練現場の下見を実施した結果として把握した危機想定の内容について

②三ケ日青年の家のボート訓練実施組織の変更について

- ・三ケ日青年の家のボート訓練実施組織が昨年までの静岡県から小学館へと民間委託されていますが、この変更に対して事前に危機予測を行った内容について

③乗船配置について

- ・ボートに三ケ日青年の家の所員が乗船せず学校の先生が乗船をする自主艇に対する事前の危機想定の内容について

④ボート訓練開始前の気象情報に対する危機予測について

- ・風雨が強まった状態における危機予測と対応の実態について
- ・雨が降って嫌がる生徒もいたにもかかわらずボート訓練を強行した理由について

⑤ボート訓練中止の判断基準について

- ・ボート訓練を中止する判断基準の内容について

⑥ボート転覆事故発生後の対応について

- ・ボート転覆事故発生後における、校長・転覆したボートに乗船していた2人の教諭・別のボートに乗船していた担任教諭などの行動実態について

・C艇の2人の教諭が、C艇に乗船していた生徒全員の救出確認を行うことが出来なかった理由について

- ・学校関係者が別の場所に救助本部が設置されたことを確認出来なかった理由および学校関係者が自ら救助本部設置場所を確認しなかった理由について
- ・学校長が救助本部へ移動するのに2時間以上かかった理由について
- ・各艇の乗船名簿を作成していなかった理由について

⑦事故関係者の責任について

- ・今回策定された安全管理マニュアルにはボート転覆事故関係者である教育現場の責任などには一切触れず、状況から「今後配慮すべき事項」としてまとめるにとどまっている。今回のボート転覆事故に対する教育現場関係者の責任の明示について

⑧今回策定された安全管理マニュアルについて

- ・今回策定された安全管理マニュアルの危機予測やマニュアル順守を教育関係者以外の目からのチェック体制の内容について

以上

豊橋市議会の議員定数は36人です。採択されるには過半数が必要なので少なくとも18人の賛成が必要です。紹介議員10人というこの時点で採択されるのは非常に厳しいと感じました。

下記は、請願提出の新聞記事を参考にしました。



真相究明へ請願提出

章南中ボート転覆事故で父・西野さん

署名1万6千余人

【東日新聞 2010年11月30日参照】

静岡県浜松市の浜名湖で今年6月、豊橋市章南中学校の自然体験学習中に、最愛の1人娘を亡くした父親の私(51)が29日、豊橋市議会(市役所7階)を訪れ、大沢初男議長に「ボート転覆事故の真相究明を求める請願書を提出しました。今月7日から始めた署名活動により、16,073人の署名が集まり、いっしょに添えました。

市教委の24日のまとめを踏まえ、「もっと真相究明したうえで、再発防止を考えてほしい」と注文をつけました。紹介議員は10人(以下略します。)



・趣旨採択

このように、私たち遺族は、「なぜ花菜は亡くなったのか」「現場でなにが起きたのか」「なぜ雨の中出航したのか」「学校はどのように判断したのか」など、様々な疑問を解明して頂くように豊橋市議会に託し、豊橋市が生徒の死亡について原因究明と安全対策を講じるように、その働きかけを期待して結果を待ちました。

しかし、残念ながら結果は「趣旨採択」というものでした。

下記は、その「趣旨採択通知」の全文です。

22豊議議第613号

平成22年12月24日

(請願者)

西野友章様

豊橋市議会議長 大沢初男



請願の審査結果について(通知)

平成22年11月29日に提出されました「豊橋市立章南中学校自然体験学習におけるボート転覆事故の真相究明を求める請願」2件は、12月市議会定例会において下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定内容

両請願とも「趣旨採択」と決定

2 意見

討論の要旨は別紙のとおりです。

別紙

22請願第5号 豊橋市立章南中学校自然体験学習におけるボート転覆事故の真相究明を求める請願

22請願第6号 豊橋市立章南中学校自然体験学習におけるボート転覆事故の真相究明を求める請願

「趣旨採択」(第5号及び第6号)の討論

私たちは何よりも将来性のある一人の女子中学生の尊い命が失われ、その成長を育み見守り続けてきたご両親にとって、今回の事故の原因や真相につまびらかにしてほしいとの願いはよく理解できるところである。

教育長から報告があったが、請願第5号については請願項目に沿って改めて関係者への聞き取り、確認作業を始めており、一定整理した上で誠意を持ってご遺族にこたえていく、そのように指示をし

たとのことであった。また請願6号については、1項目目の真相解明についてはご両親にお会いする中で、決して責任の追及や犯人探しを求めるものではなく、事故前後の状況、誰がどのような行動をとったのかなどを詳しく知りたいとお気持ちを確認している。また2項目目の再発防止、安全対策における安全マニュアルについては、教育長から委員会での質疑やご遺族の意見などを踏まえて、より実効性のあるものにするために加除・修正作業を進めるとのことであった。

したがって、私たちはご遺族と直接会い、請願の願意をお聞きする中で、その心情をよく理解し、紹介議員となったが、願意に沿った対応が概ねされることが確認されたので、本請願については趣旨採択すべきものとする。

「趣旨採択」(第5号及び第6号)の討論

今回の豊橋市立章南中学校自然体験学習におけるボート転覆事故の真相究明を求める両請願は、昨年6月18日に「三ヶ日青年の家」での自然体験活動中に 浜名湖において起こった痛ましいボート事故により、かけがえのない命を奪われた章南中学校1年生の西野花菜さんのご両親とその思いに賛同する16,074名の方々からの真相究明と今後の安全対策を求める請願である。

本市議会においては 事故発生後、6月25日に議員全員協議会を開催し、教育委員会から事故の概要および事故後の対応などについて説明を受け、その後の福祉教育委員会において、教育委員会から学校および三ヶ日青年の家の関係者などから聞き取り調査に基づく報告を受け、真相究明のための事実確認の調査を行ってきた。また11月21日には安全管理体制の整備に向けて、「事実確認と今後配慮すべき事項」とともに、「事故対応マニュアル」などにより今後の安全対策についても検討してきた。今後は事故対応マニュアルがどのように教育現場で本当に生かされていくのか、問われる段階に入っている。

今回の請願事項については、多くの議員の賛同を得て開催された福祉教育委員会において概ね確認されていると考える。また豊橋教育委員会においてもプロジェクトチームを結成し事実確認に努力してきた。またこれ以上の真相究明については現段階においては静岡県警察および国土交通省の運輸安全委員会の調査結果が、豊橋を含めた当事者の責任を明確にする段階に入っているとも考える。教育委員会においても引き続き事故原因の調査への協力とご両親への対応も真摯に行っていくということであり、福祉教育委員会での委員の意見も踏まえ、事故対応マニュアルについても、今後外部の専門家等の意見を聞きながら、より実効性を高めていくとのことである。

さらに、教育委員会においては、6月18日を「豊橋・学校いのちの日」と定め、今回の事故を風化させることなく、将来にわたる安心・安全な輝く学校の教育活動が展開されるよう努めていくという強い決意を示している。

また事故の真相究明については、静岡県警察および国土交通省の運輸安全委員会において一定の結論が出た段階で、新たな対応を検討すべきと考えている。もちろん、危機管理における平穩時の思い込みに基づく危機感の乏しさ、さらに学校関係者の事故前後の対応への請願者の疑問など

については十二分に理解するところである。

「採択」(第5号及び第6号)の討論

両請願における請願者の願意は「荒天の湖上訓練で起きた事故で命を落とすことになったのはなぜか、教育的観点に立って説明してほしい」ということにあると考える。ご両親が早い段階から求められた文書による対応が遅れたことに対しては、その説明責任を含めて、認めなければならないと考える。請願の願意を、花菜さんの命を救えた場面を想定し、今後に生かすことにあると考え、以下5段階で問題を整理した。

ボート訓練について。三ヶ日青年の家のボート訓練は、規律・協力・忍耐など、精神面を鍛える場としての認識が主流であり、これまでの利用において不安の声を受けとめるときに、中学校をはじめ、教育委員会が問題としての受け止めの力が弱かったことは反省すべきと考える。

指定管理者制度について。静岡県と静岡県教育委員会は指定管理者制度の祭、直営の時以上に「子どもたちの命」に対する公的責任を明確にされたのか、文書による確認が必要と考える。

1. 浜名湖の風と波について、訓練湖上である北側は風や波の状態に特徴があること、また、近年の海浜事故などの経験を生かすなどの「日常的なリスク管理」こそ、詳細な「マニュアル」以上に重要と位置づけるべきと考える。
2. 校長・所長の、「子どもの命」の責任について。青年の家での訓練を決定した校長、そして荒天時の湖上でパワーボートによるえい航を行った所長には、子どもの命を守り抜く責任が求められていると考える。
3. 「花菜さんの12年の命」を生かし続けるために。一人一人の生徒の声を受け止め、生かすことを徹底する上でも、今こそ「子どもの最善の利益と意見表明権」を明確にした「豊橋の子どもの権利のための条例」を、2年後制定に向けて取り組むべきと考える。
4. 平成22年6月18日以降、豊橋市の教育と公共施設における活動は、「子どもの命」を合言葉に取り込まれることになったと実感している。それゆえ、教育委員会にはご両親の納得される回答を1日も早く届けられ、教育委員会の責任を明確にされることを願っている。

これからの私たちにできることは、最愛のお子様を亡くされたご両親に添い続けることにあると考え、採択の討論とする。

「趣旨採択」(第5号)及び「採択」(第6号)の討論

22請願第5号については、事細かな内容がされており、まだまだこれについては真相解明とする必要があると考えるが、22請願第6号の請願事項については、その内容の第1は「死亡について原因を調査し、真相解明をすること」というような、西野さんについてのことがうたわれている。第2については、「事故や生徒の死傷という結果を再発させないための具体的な生徒の安全対策」ということで、これは西野さんばかりでなく、児童生徒たちに対する教育委員会の姿勢について求めていることで

あって、この請願事項が疎んじられていることに、私は疑問に思っている。

昨日、西野さんを追悼するろうそくの火が、三ヶ日青年の家でなされたという報道があった。親の気持ち、担当する教師の気持ちとしては、この死はどんなことがあっても許されるべきではないし、悲しむべきことだと思う。私たち市民としても、死は必然とは言え、このような望まれない死は、どんなことがあってもあってはならないことだと理解しており、再発を防ぐための手立ては、教育界はもとより、全市民的な願いであり、全員でまじめに取り組んでいくべきだろうと考える。特に22請願第6号については、法で言うならば憲法のようなものだと私は理解している。

22請願第5号については、これから国交省や警察、そして市の教育委員会等々の諸判断が出されるかと思うし、それに影響があってはならないと考えるので、本来なら継続審査ということが理想的かもしれないが、趣旨採択については賛成する。しかし、あくまでも22請願第6号については、何ら疑問をはさむことはないというように理解している。そういう意味で、22請願第6号については採択の立場である。

以上

私はこの「審査結果」を読み、愕然としました。ここに書かれていることは、「ご両親の願意はよく理解できるが、今、市教育委員会がしっかり調査しているらしいので、議会としてはそれを見守るだけ」ということらしいです。議会は、行政をチェックする機関だと思っていました。多くの民意と共に期待していましたが、失望してしまいました。議会とはもう関わりたくないというのが正直な思いでした。

私たちは、この市に子どもを預けて、この市が子どもを返してくれなかったから、遺族となってしまいました。にもかかわらず、この市は、自分たちが管理している中学校の野外教育活動中に起きた事故について、しかも何の落ち度のない生徒が亡くなったことに対して、なぜ主体的な調査をしないのか、不信感は増すばかりでした。

現場でなにが起きたのか、なぜ花菜は亡くなったのか、学校は何を判断したのか、この野外教育活動の企画段階から、実行、転覆、救助、搜索の各場面で、学校はどう動いたのか、学校がやらなければいけないことは何だったのか、そのような事実解明は、豊橋市として行われるものと思っていました。どこにどれだけの責任があるかは、司法や警察の判断に委ねるとしても、二度と繰り返してはならないはずの豊橋市は、事故の要因解析をして再発防止策を講じなければならないはずでした。

自ら招いた問題を自ら解決しようとする姿勢が見えないこの市に対して、この頃から訴訟を少しずつ意識するようになったと思います。その思いはずっと続きました。

市議会が追究しないのであれば、直接、市教育委員会に質問書を提出して答えてもらうことにしました。関係者の記憶が薄れないうちに、事実を記録に留めておくことが必要だと思い、4回にわたり市教育委員会と質問書で質疑応答を繰り返し、少しずつ事実解明が出来ました。

そして、2012年1月27日に国土交通省の運輸安全委員会から「船舶事故調査報告書」が公表され、詳細な事実関係が明らかにされ、事故当日の状況が見えてきてきました。事故から1年7カ月が経過していました。

第3章…事故から事件へ

(1)設置権者・豊橋市へ謝罪申入書提出

・法的責任を明確に

国土交通省の運輸安全委員会が公表した「船舶事故調査報告書」には、静岡県教育委員会と(株)小学館集英社プロダクションに対して、安全対策の見直しや明文化の勧告が出されました。勧告は、改善策などの対応を運輸安全委員会に報告させることもできる法的処置で自治体への適用は初めてでした。しかし、この報告書には、転覆原因やえい航の問題、実施マニュアルなどについて詳細に記載されていましたが、豊橋市に対しては、踏み込んだ記述はありませんでした。あくまでも調査対象は、カッターボート転覆のメカニズム解明が中心で、えい航を実施した静岡県側に絞られた形となっていました。

私たちは、この報告内容を直接調査官から説明を受けました。この調査の目的は、被害の原因究明と再発防止のほうです。最も重大な被害は、ボートが転覆したことよりも、転覆したことによって奪われた生徒のいのちだと思います。ゆえに、生徒のいのちを守るべき立場の学校に対しても、何らかの指摘があるべきだと調査官に訴えました。

運輸安全委員会が学校の判断の問題に触れなかったことに対して、豊橋市として再発防止策を実施する立場の人が、「この事故は防ぎようがなく、なにも責任はないのだ」と考えてしまうと、真の再発防止にはつながらないのではないかと感じました。行政に対して法的責任を認めさせ、謝罪をさせることこそが、二度と繰り返さない取り組みをスタートさせることだと思いました。

そこで私たち遺族は、この報告書にある事実関係から、学校が負っていた義務を学校が果たさなかった責任について、学校を設置した市にも責任があるとし、市長に謝罪を求める申入書を手渡しました。

下記は、その謝罪申入書です。

謝罪申入書

平成24年3月16日

豊橋市長 佐原光一殿

申入人 西野友章

同 西野光美

上記申入人代理人

弁護士 小林修

弁護士 菊地令比等

第1 申入の趣旨

- 1 申入人らは、申入人らの長女西野花菜(以下「花菜」といいます。)が、浜名湖におけるカッター転覆事故で死亡した件(以下「カッター事故」といいます。)について、豊橋市立章南中学校(以下「学校」といいます。)の設置者である豊橋市に対し謝罪を求めます。
2. 本書に対する回答を、1カ月以内に文書で求めます。

第2 申入の理由

1 豊橋市の債務不履行責任について

(1) 安全配慮義務の発生根拠

中学校の教育活動においては、保護者は生徒を学校に預けているのですから、教育活動において生徒の安全に配慮し、その安全を確保する義務は、学校にあることに疑問の余地はありません。

そして、今回の浜名湖におけるカッター訓練の実習(以下「本件実習」といいます。)は、学校の正課の授業であり、教育活動そのものです。したがって、正課の授業の一内容として本件実習を実施した以上、本件実習に際して、生徒に対する安全配慮義務は、当然学校が負っていたこととなります。

(2) 安全配慮義務の内容

本件実習において、まずもって想定される危険が、カッターの転覆による事故であることは、容易に想像し得るところです。

したがって、本件実習に際して、生徒に対する安全配慮義務を負っていた学校が、果たすべき安全配慮義務の内容は、カッター転覆事故を想定し、その危険を回避する義務であったと言えるべきです。

(3) 学校長及び教諭らの安全配慮義務違反

ア 本件実習は、学校の教諭によって、本件事故の約1年前に三ケ日青年の家へ申込みを行い、事前打合せを行った上で実施されています(船舶事故調査報告書(以下「報告書」といいます。))33頁)。

この下見の際に、教員と生徒のみが乗船する自主艇のことも教諭らは聞いております(西野さんからの質問に対する回答(以下「回答」といいます。))1頁)。

この際に、所員から実施主体が、静岡県から(株)小学館集英社プロダクション(以下「実施会社」といいます。)に変わったことを伝えられたとき、安全面に疑問を持ち自主艇を拒んでいたら、花菜は救えたと考えられます。

イ 花菜が乗船したカッター(以下「本件カッター」といいます。)は、乗船時、カッターの左舷側が右舷側よりも人員重量差が45kgも重く、乗船時において既に左側に傾いていました(報告書44頁)。

そのため、とう漕中、船内に入った雨水や波しぶきが左舷側に溜まって左舷側への傾斜が強まって行き、転覆しました(報告書60頁)。

教諭は、生徒の座席配置を決める際、本件事故の前年もカッター実習の経験があったので、生徒の乗船時の体重比を考慮していれば、船に入った雨水や波しぶきは左に偏って溜まることはなく、転覆も回避しえたと考えられます。

ウ 出港前、学校長は、天候に関して何らの調査もすることなく、教諭から「この程度の雨」であれば実施される旨の報告をうけて了承しています(報告書18頁, 55頁)。

しかし、昼過ぎから午後2時30分の出港までに雨量にも変化があり、それは、現場にいた学校長及び教諭らであれば、分かったはずですし、天候の変化を調べるべきです。

したがって、学校長及び教諭らにおいてハーバー出発前に、現況および予報について最終確認を行い、訓練中止を申し入れるべきでした。

そうすれば、本件事故の発生を回避することができました。

エ 生徒たちが本件カッターに乗船した際、生徒たちは、船内に降り込んだ雨水が溜まっていて心配だという事を教諭に訴えましたが、本件カッターにおいて排水の措置は採られませんでした。

本件訓練時には、雨が降っており、カッターには、滞留水が生じていました(報告書54頁)。そして、報告書においては、この滞留水の排水を行っていれば、本件事故を回避しえた可能性が示されています(報告書68頁参照)。

カッター内の滞留水が転覆の原因となることは、容易に認識し得ることなので、本件カッターの教諭が指導員に排水を依頼していたら、本件事故を回避することができたはずで、にもかかわらず、自主航行が不可能になった時点において、本件カッターは、かい休めの状態で漂泊していたのです(報告書45頁)

一方、本件カッター以外のカッターにおいては、自主航行できなくなった後も、それぞれ柄杓を見つけて排水をしていました(報告書8頁)。

本件カッターは、曳航前に滞留水は深さ11cmもあったのであり(報告書44頁)、この滞留水が本件カッターの復元性能に影響を与え(報告書42頁)、転覆の原因となったことから、本件カッターに乗船した教諭が、他のカッターと同様に排水をしていたら、本件事故を回避しえたと考えられます。

オ カッターは、午後2時30分ごろ港から出航していますが、この時の気象条件は、降水量が10分間で4mm, 1時間で24mmでした(報告書34頁)。

この雨量は、「強い雨」「土砂降り」の状況です(気象庁ホームページ「雨の強さと降り方」より)。そして、実施の可否の最終判断を下すのは、ハーバーで見送っていた学校長なので、すから(回答書2頁)、学校長は、三ヶ日青年の家の所長に対し、「こんな土砂降りの中、初めて乗るカッターで初めて触るオールを漕ぐのは無理だ」等申し向け、中止を申し入れるべきでした。

そして、中止の申し入れを行っていれば、本件事故を回避することができました。

カ 報告書の気象データによると、出港の20分後の午後2時50分ごろから風も強くなってきて

います(報告書34頁)。風波も強いことから本件カッターでは、オールが揃わないとともに、船酔いした生徒が発生したとあります。

一方でともと人員重量が、45kg左が重かった中で、雨水や波しぶきが左舷側に溜まり、船体が左に傾いてきた状況で(報告書5頁, 50頁)、本件カッターに乗っていた教諭が、もっと早く救助を要請していたら、本件事故は回避しえたと言うべきです。

ことに、出航前の時点で、教諭は、天候について生徒からの心配の声を把握していたのですから(回答書9頁)、問題が生じた時点で救助要請は早急にすべきであったと言えます。結局、救助を指導員に要請したのが、出港から35分後の午後3時5分ごろのことであり(報告書45頁)、遅きに失したと言うべきです。

キ 本件カッターに乗船した教諭は、舵の操作を行うのが初めてであり、曳航される際に、舵の操作がわからなくなりました(報告書56頁)。

しかし、舵の経験がないのであれば、曳航の際所長に舵取りができないことを伝えて、所員に舵取りを依頼していれば、カッターの転覆を回避することができました。

ク 浜松市北消防署(以下「本件消防」といいます。)は、三ケ日青年の家が乗船者名簿を作成していれば、乗船者名簿を基に本件カッターから救助した生徒等の氏名を確認でき、早い段階で行方不明者に気づくことにより、より早期に本件カッターの船内捜索が実施されたと考えられます(報告書65頁)。そして、早期の捜索及び救助がなされていれば、花菜の死と言う最悪の結果を回避し得たと考えられます。

そもそも、どの生徒をどの船に乗るかの選択は、生徒をよく把握している学校においてなされるべきものであり、したがって乗船者名簿の作成と、カッター訓練を実施した三ケ日青年の家に対する事前の提出は、本来学校の責任においてなされるべきものです。

しかし、学校が作成した乗船者名簿を、教諭が警察に提出したのは、本件事故発生後のことであり(報告書20頁)、本件消防が、行方不明者の身元を特定できたのは、警察から入手した乗船者名簿を基に本件カッターから救助された生徒等の氏名を確認し終えた午後5時25分ごろのことでした(報告書23頁)。

したがって、学校が、事前に乗船者名簿を作成し三ケ日青年の家に提出しておくのは、生徒を引率する責任を有するものとして当然の義務であり、これを行っていたら、上記のとおり、乗船者名簿が事故後すぐに本件消防に交付され、早期に捜索、救助がなされることにより、花菜の死を回避し得たと考えられます。

ケ 本件カッターに乗船していた生徒は、救助された後の午後3時48分頃、教諭及び三ケ日青年の家の所長に、花菜が行方不明であることを伝えています(回答書3頁, 報告書19頁参照)。

その時点で、教諭は、本件消防等にその情報を明確に伝えるのみならず、最後まで花菜の救助を確認していたら、もっと早期に花菜は発見され、花菜の死を回避し得たと考えられます。

コ 以上より、学校長及び教諭らに、安全配慮義務違反があることは明らかです。

(4) 履行補助者の過失

ア ところで、中学校は、本件事故発生前の2009年以前から、三ヶ日青年の家で本件実習を行っており、本件事故発生前に指定管理者が実施会社となりました。

学校は、実施会社に本件実習を委託することにより、上記安全配慮義務の履行をしようとしたのですから、実施会社は、安全配慮義務の履行者である豊橋市の履行補助者です。

そして、履行補助者の過失は、履行者の過失と同視されるものですから、実施会社の責任は、豊橋市の責任となります。

本件が中学校の正課の授業であり、教育活動そのものであることに鑑みれば、生徒や保護者は、実施会社の責任についても、豊橋市も当然に責任を負うという前提の下で子どもを実習に参加させていると言えるため、実施会社が独立の専門業者であるか否かによって、豊橋市の責任は左右されません。(東京地裁平成20年10月29日判決・平成18年(ワ)第12649号損害賠償請求事件も同旨)

イ 履行補助者の過失

本件において、以下の通り、報告書より、実施会社の過失は明らかです(報告書83頁等)。

- ① 三ヶ日青年の家所長(以下「本件所長」といいます。)は、本件カッターをえい航する際、滞留水の排水、舵の操作方法等についての注意事項を伝えなかった。
- ② 本件所長は、カッターのえい航に関する経験がなく、かつ知識が乏しかったにもかかわらず、実施会社は本件所長を三ヶ日青年の家における本件実習の安全管理の責任者としていた。
- ③ 実施会社はカッターのえい航救助に関する要領を含むカッター事故を想定した救助体制等を危機管理マニュアルに定めていなかった。また、三ヶ日青年の家の職員に対してカッターのえい航訓練を行っていなかった。

(5) 以上より、豊橋市は、豊橋市の正課の授業である本件実習に際し、学校長及び教諭らが負うべき安全配慮義務に違反したのみならず、履行補助者である実施会社を利用して学校長及び教諭らが負うべき安全配慮義務を履行しようとした結果、同義務に違反し、それによって花菜の死という結果を招いたのですから、豊橋市は、申入人らに対し、安全配慮義務違反の債務不履行責任を負います。

3 国家賠償法上の責任

また、上記(2)ア～ケのとおり、学校長及び教諭らに過失があり、その過失によって、花菜の死を招いたと言えるのですから、学校の設置者である豊橋市は、申入人らに対し、国家賠償法上の責任を負います。

4 以上より、申入人らは、豊橋市が申入人らに対して、負うべき債務不履行責任及び国家賠償法上の責任について、文書での謝罪を求めます。

以上

この謝罪申入書を出すことで、改めて私たち遺族の気持ちを直接市長に伝えることができました。子どものいのちを守るべき行政のトップが、この事故の法的責任を認めて、二度と起こさない強い決意を示すことが、真の取り組みにつながると思い、市長が法的責任を認め、謝罪してくれれば、訴訟は起こさないことを弁護士と取り決めていました。

そして、1カ月間、市長の回答を期待して待っていました。

・「豊橋市に謝罪求める」新聞記事

下記は、「謝罪申入書」を市長に手渡した時の新聞記事を参考にしました。



豊橋市に謝罪求める

遺族「授業中に命なくした」

【2012年3月17日毎日新聞参照】

静岡県浜名湖で2010年6月起きた豊橋市立章南中1年生の手こぎボート転覆事故で亡くなった西野花菜（当時12）の両親である私たちは16日、豊橋市の佐原光一市長に、市としての責任と謝罪を求める申し入れをしました。

父親の私は「娘は学校の授業の中でいのちを亡くした。（市は）なぜいのちを守れなかったのか、守るために何をしたのか、という思いがある。市として謝罪し償ってほしい」と訴えました。1カ月以内に文書で回答を求めました。

申し入れ書はボート転覆事故を想定して危険を回避する義務が学校にあったと指摘。校長と教諭らは、天候などからボート訓練を中止しなかったことや、滞留水の排水指示、事前の乗船者名簿の提出などにおいて、安全配慮義務違反があったと指摘しました。訓練実施会社の過失は市の過失とみなされ、訓練実施会社の責任は市の責任となるとしています。

申し入れ書提出後の記者会見で、私は「要求が満たされない場合は、法的な場所で第三者に判断してもらうしかない」と訴訟を視野に入れていることを明らかにしました。





豊橋の中1死亡ボート事故 「市は謝罪を」遺族要求

2010年6月に浜名湖で起きたボート転覆事故で、亡くなった豊橋市立章南中学校の1年、西野花菜(当時12)の遺族である私たちが16日、事故の責任は学校を設置した市にもあるとして、佐原光一市長に謝罪を求める申入書を提出しました。謝罪がない場合は、法的措置を検討します。

今年1月に国の運輸安全委員会が事故の調査結果を発表しました。これを受け、私たちは「市にも法的責任があった」と申し入れました。

申入書によると、ボート訓練は「学校の正課の授業であり、教育活動そのもの」として、学校に安全配慮義務があったと主張。ボートが出航した際は1時間24ミリの「土砂降り」の雨だった中で、港で見送っていた校長が中止を求めべきだった、など9項目の義務違反を指摘しました。

また、訓練を実施した「静岡県立三ヶ日青年の家」の過失は「市の過失と同視される」としています。

市はこれまで、『三ヶ日青年の家側』に責任がある」との姿勢を崩していません。佐原市長は「親族を亡くされた気持ちをしっかり踏まえて対応したい」と述べました。

「学校側にも責任」

「施設に丸投げしていたから学校側に責任がないというのはおかしい」。この訴えは、事故から1年9カ月を経ても届いていないと私たちは感じています。

豊橋市は「施設のプロに任せる中で、事故は起きた」と一貫して主張しています。

市教育委員会は「西野さんの思いを受けて誠意をもって対応してきた」と話します。校外学習の安全管理体制についての指針を作成し、昨年4月からホームページ(HP)で公表。市民から意見を募集しています。

今年1月、学校の責任は触れていない運輸安全委員会の調査結果が公表された後、市教委はこの方針を見直す方針を示しました。HPに載せた指針には、市民からの意見がこれまで1件も寄せられていません。

申し入れ後の会見で私は『三ヶ日青年の家』と静岡県は、再発防止としてできることを率先してやっているが、豊橋市は全然やっていない」と憤りました。「娘は授業中に先生の言われた

【2012年3月17日朝日新聞参照】



通りにしていのちをなくしたのに、教育現場は責任をどう考えているのでしょうか」と訴え、学校設置者の同市の見解を問うために市長に謝罪を求めました。

私は「教育現場がやるべきことをやらなかったから娘が死んだことをわかってほしい」と話し、市教委の対応については「どこを反省して今後どうすべきかが伝わってこない」と不満を募らせました。「責任を認めて教育現場がスキルを上げないと、再発防止はできない。何のために娘が死んだかわからない」と訴えました。

・市長回答、明確な謝罪なし

謝罪申入書を提出して約1カ月後の4月13日に、副市長が回答を自宅に届けてくれました。ここでも明確な謝罪の言葉はありませんでした。内容は、「すでに再発防止に取り組んでおり、遺族にもしっかり対応しているので、理解してほしい」とのことでした。

下記は、謝罪申入書に対する市長からの回答書です。

西野 友章様

西野 光美様

カッターボート転覆事故で尊い命を失った西野花菜さんのご冥福を心よりお祈り申し上げます。また、ご両親にとってかけがえのないお子様を失われた悲しみとご心痛は、月日が過ぎてもつるばかりとお察しいたします。

この事故以来、本市では所管するさまざまな施設に対して、安全管理や危機管理の周知徹底に努め、再発防止に向けた取り組みをしてまいりました。

教育委員会におきましても、独自に「学校行事安全マニュアル」を策定し、教職員の危機管理意識を高め、安全な教育活動の遂行に努力しております。この4月1日には、マニュアルの一部を改訂し、市内各校に通知するとともに広く市民の皆様にも知っていただくために学校教育課のホームページに掲載いたしました。

一方、教育委員会事務局職員や当該学校の教職員が西野様のお宅を定期的に訪れ、花菜さんのご冥福とご両親へのお悔やみの気持ちをお伝えしてまいりました。上記のような本市の具体的な行動や取り組みにご理解いただき、今後も花菜さんのご冥福をお祈りしつつ、この事故を風化させることなく、再発防止に取り組んでいくことで本市の責を果たしてまいります。

今後も、本市の行政及び教育にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

平成24年4月13日

豊橋市長 佐原光一

(2) 提訴へ

・提訴への思い

私たちは、多くの方々の支援を頂きながら、事故以来、豊橋市教育委員会、章南中学校、豊橋市や豊橋市議会と接してきました。しかし、事故当時から感じたこの市全体に対する疑問や不誠実さは、不信感を強くさせるばかりでした。市教育委員会や学校は、4カ月たっても事実を教えてくれない、市長は、「静岡の管理下で起こった事故だ」として認識を改めず、責任を否定し、市議会は、多くの市民の声を伝えても、「市教育委員会はすでに再発防止に取り組んでいるから」と、行政チェックに後ろ向きでした。

この市は一体誰が子どものいのちを守ってくれるのでしょうか。

私たちは、花菜の死を無駄にしたいくないとの思いから、事故の再発防止をお願いしています。そのためには、この事故の法的責任を明らかにし、学校の立場を理解させた上で、二度と起こさない取り組みをさせることが重要だと考えました。また、万一このような学校事故が発生した場合であっても、被害者の方々が、少しでも私たちと同じような苦しみに遭わないようにすることが大切だと考えました。

そのためには、市民の安全を確保する義務がある市長の理解が必要で、いろいろ手を尽くしましたが、最終的に司法の場で、真実を明らかにし、責任の所在を明確にする以外にないと考え、民事訴訟を決断いたしました。

訴訟を決意した私たちは、2012年4月17日、市役所で記者会見を行い、そこで提訴を表明しました。

下記は、提訴表明の記者会見で、訴訟への思いを読み上げた声明文です。

〈声明文〉

2012年4月17日

西野 友章

西野 光美

私たち遺族は、自然体験学習を企画した豊橋市と、施設の設置者の静岡県、および訓練を実施した(株)小学館集英社プロダクションに損害賠償を求め提訴します。

私たち遺族は、3月16日に、豊橋市長に民事上の安全配慮義務違反および国家賠償法上の責任が市にあるとして、文書での謝罪を求めました。しかし、4月13日に頂いた回答書には、謝罪の言葉はありませんでした。

事故以来、私たちは、学校教育の中で、なんの落ち度もない娘がいのちを落としてしまったことに強い怒りを覚え、学校の責任を問うてきました。

しかし、市や市教委からは、静岡県の施設で起こった事故だと、頑としてその責任を認めようとせず、明確な謝罪は得られないままです。

今回改めて、過去の民事事例から学校の設置者の豊橋市に対して、民事上の責任があると訴えましたが、やはり謝罪は頂けませんでした。

親から子どもを預かっている市は、その責任を感じないと、また事故が繰り返されます。

豊橋市の認識を改めさせるには、もはや司法の場で、裁判の過程やその結果の中から、改めさせる以外にないと考え、当初から責任と謝罪の姿勢を見せ、再発防止に取り組んでいる静岡側を含めることは、本意ではありませんが、豊橋市の責任を明確にするために、3者に対して、民事訴訟を決断いたしました。

以上

・「豊橋市の責任明確に」新聞記事

会見には、多くの報道機関の方々にお集まりいただきました。私は緊張の中、「豊橋市の責任を認めさせることで、真の再発防止につながる」という思いを記者の方々にぶつけました。

下記は、その提訴表明の記者会見時の新聞記事を参考にしました。



「豊橋市の責任 明確に」 父親提訴へ 「安全配慮義務怠る」

【2012年4月18日毎日新聞参照】

浜松市の浜名湖で2010年6月に起きた豊橋市立章南中の手こぎボート転覆事故で死亡した西野花菜（当時12）の父親である私は17日豊橋市役所で記者会見し安全配慮義務を怠ったなどとして、同市などを相手取り損害賠償を求め名古屋地裁豊橋支部に提訴すると発表しました。

他に、被告として「静岡県立三ヶ日青年の家」を設置した静岡県と指定管理者で訓練を行った「(株)小学館集英社プロダクション」を含めました。賠償額は未定ですが、現在の試算で6,000万円超えになる見込みです。事故の起きた6月18日前に第1回口頭弁論を開くことができるよう、5月の早い段階で提訴します。

会見で私は冒頭、声明を読み上げ、市が責任を感じないと事故が繰り返されると訴え、「市の責任を明確にするため」と提訴の理由を説明しました。また提訴は本意ではないことを繰り返し「静岡県は謝罪し、再発防止に取り組み、誠意が十分伝わってきた。市が反省して再発防止に努めてくれれば、娘の死は無駄にならない」と強い口調で話しました。小林修弁護士も「市長は教育委員会の問題とするが、子どもの安全を図ることは市に義務がある。静岡県と示談にしまうと、市の責任が葬られてしまう」などと話しました。

一方、佐原市長は「再発防止の取り組みに全力を尽くしてきたが、誠意が伝わらなかったものと残念に受け止めている」との談話を発表した。





「豊橋市の責任問う」

浜名湖ボート事故、遺族が提訴表明

【2012年4月18日朝日新聞参照】

2010年6月に浜松市の浜名湖であったボート転覆事故で、亡くなった豊橋市立章南中学校1年の西野花菜（当時12）の父である私が17日記者会見で、静岡県や豊橋市などを相手に損害賠償を求める訴訟を起こすことを表明し、「市の責任を明らかにしたい」と語りました。

事故は荒天の中、野外体験学習が実施される中で発生。同級生の1年生らが乗ったボートが転覆し、花菜が水死しました。訴える相手は、体験学習を実施した「静岡県立三ヶ日青年の家」の設置者である静岡県、施設運営を委託された「(株)小学館集英社プロダクション」（東京都）も含めました。私たちは6,000万円を超える請求額を検討しています。

怒りと疑問と

豊橋市教育委員会は一貫して、三ヶ日青年の家に一義的な過失責任があると主張しています。「静岡の施設のプロに任せる中で、事故は起きた」（佐原光一市長）との立場です。私は「施設に丸投げしていたから、学校側に責任がないというのはおかしい」と事故後指摘し続けてきました。

私たちの怒りと疑問をかきたてる写真があります。「中学生になってからの花菜の写真が少ない」と学校に頼むと、事故当時の写真を渡されました。レインコートを着て整列する生徒たち。強風の湖面には白波が立ち、写真に映り込むほどです。花菜も「見たことがない」表情をしていました。「こんな状況で行う教育活動の意味は何なのか。教師はなぜ、訓練中止を訴えなかったのか」

私たちは再発防止を訴え、学校側の責任を問うために署名を集め、豊橋市議会に請願しました。私は「これまで手を尽くしたが、事故直後から市の対応はまったく変わらなかった」と思いを報道の方に述べました。

削られた文言

豊橋市教育委員会は昨年、校外学習の安全確保の指針を公表しました。今年4月に改訂し、「再発防止に取り組んでいく」としています。市教委が市議会に出した原案には「教育活動は学校の責任において行われる」との文言がありましたが、公表時には削除されていました。担当者は「どんな場合でも学校の責任という曲解を招く心配があるため」と説明します。

一方、静岡県教育委員会が4月に示した教員向けのマニュアル案では「学校の責任で教育活動が行われる」となっています。



私たちは「転覆について重い責任があるが、再発防止に取り組む気持は伝わってきている」と静岡県側を訴えることは当初、考えていませんでした。しかし、豊橋市だけを訴えることは難しいため、被告に含めました。

私は「提訴は本意ではなかったが、反省して学校が再発防止に取り組んでくれるなら、娘の死は無駄ではなかったと思える」と話しました。

市長「誠意伝わらず残念」

豊橋市の佐原光一市長は17日文書でのコメントを発表しました。

「この悲しい事故を決して無駄にはしてはいけなと心に誓い、再発防止に向けた取り組みを全力で尽くしてまいりました」としたうえで、提訴の方針について「これまでの取り組みやご両親に対する誠意が伝わらなかったものと、残念に受け止めております」としています。

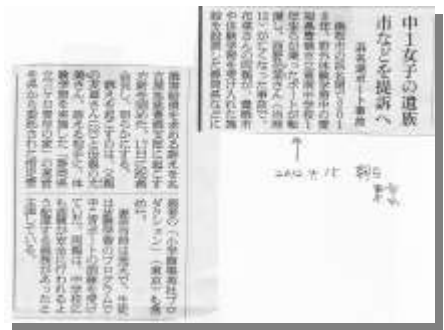


中1女子の遺族 市などを提訴

浜名湖ボート事故

【2012年4月15日朝日東京参照】

浜松市の浜名湖で2010年、野外体験学習中の愛知県豊橋市立章南中学校1年生らが乗ったボートが転覆し、私の娘花菜（当時12）が亡くなった事故で、私たちが豊橋市や体験学習を受け入れた施設を設置した静岡県などに、損害賠償を求める訴えを名古屋地裁豊橋支部に起こす方針を固めました。訴えを起こすのは、父親の私と母親の光美です。訴える相手は、体験学習を実施した「静岡県立三ヶ日青年の家」の運営を県から委託された指定管理者の「(株)小学館集英社プロダクション」（東京）も含めました。



事故当時は荒天で、生徒は体験学習のプログラムで手こぎボートの訓練を受けていました。私たちは中学校にも訓練が安全に行われるよう配慮する義務があったと主張しています。

東京以外にも大阪や福岡で、同様の記事が掲載されました。

浜名湖事故遺族 豊橋市を提訴

【2012年4月15日朝日大阪参照】



浜名湖ボート死亡事故

両親が豊橋市など提訴へ

【20102年4月15日朝日福岡参照】



・第一回口頭弁論、私たち遺族の主張

この提訴表明のニュースは、東海地区ばかりではなく、東京、大阪、福岡の各紙面にも扱われ、全国的にも関心の高い事件であることを改めて知りました。

私たちは、2012年5月1日、名古屋地方裁判所豊橋支部に豊橋市と静岡県と(株)小学館集英社プロダクションの3者に対して、約6,829万円の損害賠償を求め提訴しました。



名古屋地方裁判所豊橋支部に向かう原告側

訴状の概要は、

1. この野外活動は、中学校の正課の授業で教育活動そのものであるため、生徒に対する安全配慮義務は当然学校が負っていたこと。
2. カッター転覆を想定し、危険を回避する義務があったこと。
3. この野外活動の計画、出航、乗船時、とう漕中、えい航中、救助、捜索等の各場面で、校長および教諭らの安全配慮義務違反があったこと。
4. 履行補助者の過失は、履行者の過失と同視されるものだから、被告実施会社の責任は、被告豊橋市の責任となること。
5. 校長及び教諭らの過失によって、花菜の死を招いたのだから、中学校の設置者である被告豊橋市は、原告らに対し、国家賠償法上の責任を負うこと。

上記1～5のこのような点について、被告豊橋市に責任があることを訴えました。

📖 巻末に訴状を添付いたします。(別紙1)

下記は、第一回口頭弁論で、私たち遺族が裁判長に訴えた、意見陳述の内容です。

「提訴に当たっての意見陳述」

平成 24 年 7 月 4 日

名古屋地方裁判所豊橋支部 裁判長様

原告 西野 友章

同 西野 光美

私たち遺族の思いを裁判長様に伝えたく、また多くの皆様方に、なぜ裁判に至ったかをご理解頂きたく、意見陳述を致します。

あの日元気に「行ってきます」と言って、章南中学校に行った私たちの一人娘、花菜は、二度と帰れなくなりました。あの日以来、生きる希望を失くしながらも、多くの方々の支えを頂き、家内と二人、前を向こうとしている日々が続いています。しかし残念ながら、落ち度のないいのちが亡くなったことに対して、そのいのちを預かった豊橋市からは、明確な謝罪を未だに頂いていないことが、今でも私たちにとって大きな辛さとなっています。

私たちは一昨年秋に、娘がなぜ亡くなったのか、その原因を知りたく、豊橋市議会にその原因究明を求め請願書を提出しました。また、豊橋市教育委員会に対しても、事故の事実関係について質問をさせていただきました。しかしいずれも満足できる回答は得られませんでした。このままでは、豊橋市は、娘の死について何も責任を感じないまま、忘れてしまうのではないかと、強い不安を感じました。そこで、今年3月に、豊橋市の責任を明確にするため、学校設置者の豊橋市長に謝罪を申し入れましたが、ここでも明確な回答を得ることはできませんでした。

私たちは、今強く感じています。

落ち度のないいのちが亡くなったことに、豊橋市はもっと真剣に考えて欲しいと。

私の娘は先生の言われたとおりにした結果、亡くなってしまいました。授業の一部を専門家に委託しても、あくまでも教育の主体は学校にあると考えます。当然学校が子どものいのちを率先して守らなければならないはずですが、しかし豊橋市はそのことについて、あいまいのままにしています。

これから多くの方がこの豊橋市に子どもを預けなければならない中、今の豊橋市の姿勢のままでは、安心して子どもを預けることができないと強く感じています。学校が企画した正課の授業で、生徒のいのちを守るのは学校であるという当たり前のことを豊橋市に認識させ、このような悲しい事故が二度と起きないように努力し続けてもらうことこそが、娘の望んでいることと信じています。

この裁判はそんな思いから提訴させて頂きました。

その思いを述べる機会を与えて頂きありがとうございました。

家族を亡くした私たちの思いは、裁判長に十分伝わったと思います。

・豊橋市の主張

一方、豊橋市は7月4日の第一回口頭弁論で、私たちの訴えに対して、全面的に争う姿勢を見せました。

豊橋市は、答弁書の中で、概略以下の主張をしました。

1. 三ケ日青年の家が想定していた事故は、落水、強風による座礁や漂流、落雷等でありカッターの転覆は想定されていなかった。三ケ日青年の家すら想定していなかった事故を専門的な知識・技能を有しない学校側が容易に想像することなどできるはずもない。
2. 運営主体が静岡県から指定管理者に代わったことについて、「昨年と同じようにやりますので安心してください。」などと言われたため、学校は、実施主体変更に伴う危惧を感じるなど全くなかった。
3. 本件カッターは、乗船時、本件カッターの左舷側が右舷側よりも人員重量差が45kgも重く、乗船時において既に左側に傾いていたが、それは20名の人員を三ケ日青年の家の指示に従って配置した結果に過ぎない。また、乗船時の人員重量差が転覆原因となったものではない。
4. 三ケ日青年の家の規約で、カッター訓練実施の決定権は三ケ日青年の家所長にあり、注意報発令についてはなにも伝えられていなかったため、しかも教諭が実施可否について所員から「この程度の雨なら大丈夫」と聞いており、校長および引率教諭は訓練実施の可否について十分な注意義務を果たしている。
5. 生徒たちが本件カッターに乗船した際、生徒たちは、船内に振り込んだ雨水がたまって心配だということを教諭に訴えたが、本件カッターにおいて排水の措置は採られなかったことについて、カッター滞留水の排水は、通常、訓練参加者が乗船する前に指導員が行っていたことから訓練参加者には教えておらず、本件においても引率教諭に伝えられていなかった。それに加えて、救助に来た三ケ日青年の家所長は船内に湖水が打ち込んでいるのを認めたものの、早く帰港することを優先して滞留水の排水を指示せずにえい航を続けたのであり、このような状況の中で、転覆の危険性を想定して引率教諭が滞留水の排水を行うことなど不可能である。
6. カッター出航時の気象条件は、降水量が10分間で4mm、1時間で24mmであったことは認めるが、三ケ日青年の家の出港基準自体は全てクリアしている状況において校長が中止の申入れをするなど到底できるものではない。
7. 出港の20分後の午後2時50分ごろから風も強くなってきたこと、風波も強いことから本件カッターでは、オールが揃わないとともに、船酔いした生徒が発生したことは認めるが、引率教諭の救助要請が遅かったとする主張は争う。引率教諭は、三ケ日青年の家のキャプテンの指示を受けた対応をしており、十分責任を果たしている。
8. 本件カッターに乗船した教諭が舵の操作を行うのが初めてであり、えい航される際に、舵の操作が分からなくなったことは認めるが、舵の経験がないのであれば、えい航の際、所長に

舵取りができないことを伝えて、所員に舵取りを依頼していれば、カッターの転覆を回避することができたという主張は否認し争う。仮に教諭が所員に舵取りを依頼したとしてもえい航訓練を行ったことのない所長所員が適切な指示を行いうるとは到底思えない。

9. 学校が作成した乗船者名簿を三ヶ日青年の家に提出していれば早期に行方不明者の存在に気付くことにより、より早期に本件カッターの船内捜索が実施されたはずであるとの主張は否認し争う。学校は事前に乗船者名簿を作成していたが、三ヶ日青年の家が乗船者名簿の提出を求めていなかったのである。
10. 豊橋市は事故以来、所管するさまざまな施設に対して、安全管理や危機管理の周知徹底に努め、再発防止に向けた取り組みをしてきたし、遺族に対しても再三にわたり弔意を伝達している。また、「校外学習安全マニュアル」を策定し、市内小中学校に周知徹底を図っている。さらに、6月18日を「豊橋・学校いのちの日」と定め、事故を風化させないことを行っている。

上記1～10の項にあるように、豊橋市は生徒のいのちを救えなかった責任を、全面否認しました。

事故以来、豊橋市は責任についてあいまいにしてきましたが、ようやく責任に対する考えが明確にわかりました。これで争点をはっきりさせることができました。

一方、静岡県と(株)小学館集英社プロダクションは、責任原因をすべて認めるとし、和解の方針を示しました。

・「豊橋市 全面的に争う方針」新聞記事

下記は、第一回口頭弁論の新聞記事を参考にしました。



豊橋市 全面的に争う方針

浜名湖ボート転覆 賠償訴訟

【2012年7月5日読売新聞参照】

「強い雨の中、訓練は無理と判断し中止していれば事故は回避できた」などとする私たちの主張に対し、豊橋市側は「市に法的責任はない」として全面的に争う方針を示しました。(株)小学館集英社プロダクション側は「心からお詫びする。誠意を持って対応する」とし、和解を申し入れることを明らかにしました。静岡県側も原告の論理構成に一部疑問があるとして請求却下を求めましたが、「指定管理者と責任は共通しており、和解したい」と述べました。



豊橋市と他の2者の立場が異なることから、今回はそれぞれの考え方を整理し今後の進め方を話し合います。

口頭弁論では、私が意見陳述を行い、「子どものいのちを守るのは学校だという当たり前のことを、豊橋市は認識してほしい」と述べました。

私は、裁判後に記者会見し、「ボートの中に閉じ込められ、独りぼっちで死んだ娘はつらかったらう。そんな娘の遺骨を冷たい墓に入れる気がせず、骨で作ったプレートを近くにいつも3人で暮らしている」と、一人娘を思う気持ちを語りました。



浜名湖ボート転覆

豊橋市側 争う姿勢

「天候、出航基準満たす」

【2012年7月5日毎日新聞参照】

浜松市の浜名湖2010年6月、訓練中の手こぎボートが転覆し愛知県豊橋市立章南中1年の私の娘花菜(当時12)が水死した事故で、安全配慮義務を欠いたなどとして私たち両親が豊橋市など3者に約6,829万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が4日、名古屋地裁豊橋支部(田近年則裁判長)であり、市側は「法的責任はない」などと全面的に争う姿勢を示しました。

訓練を実施した「静岡県立三ヶ日青年の家」の指定管理者「(株)小学館集英社プロダクション」と、設置者の静岡県は和解を求める方針です。



私たちは、悪天候下で学校が訓練中止を申し入れなかったことなどを過失と主張しています。これに対し、市は「雨は断続的に強く降っていたが、風は目視で秒速3～4メートル程度で白波もなかった」ため青年の家のボート出航基準を満たしており、「中止申し入れは到底できない」と反論しました。

父「生徒のいのちを守るのは学校」

母光美は、花菜の遺骨を混ぜて作った小さなセラミックプレートを持って出廷しました。父の私は「生徒のいのちを守るのは学校であると市に認識させ、二度と起こさない努力をさせ続けることを娘は望んでいると信じる」と意見陳述しました。

閉廷後、豊橋弁護士会館で記者会見した原告側の小林修弁護士は、専門的知識・技能を持たない学校側が、ボート転覆を想像できるはずもないとした市の主張を批判しました。私は、「市の考えを明らかにしていく過程で、市が姿勢を改めてくれることを期待している」と話しました。

(3) 豊橋市と和解成立

・和解条項、遺族の主張が全面的に認められる

名古屋地裁豊橋支部の田近年則裁判長は、2012年8月24日に開かれた弁論準備手続きで、被告豊橋市に対して和解を勧告し、市側は受け入れを含めて今後の対応を検討することを約束しました。私たちも、市側が一定の責任を認め謝罪を受け入れるのであれば、和解案を受け入れることを裁判長に伝えました。

そして、2012年10月24日、豊橋支部は原告側、被告側の双方に和解案を示し、同日、豊橋市と(株)小学館集英社プロダクションとの間で和解が成立しました。静岡県とは2カ月後の12月26日に和解が成立しました。これで2012年5月1日に提訴した損害賠償訴訟は、約8カ月の短期間で終結することができました。

和解の内容は、私たち遺族の主張が全面的に認められ、豊橋市長が謝罪することになりました。

下記は和解調書にある和解条項の抜粋です。

第3章 和解条項

1 被告豊橋市は、豊橋市立章南中学校(以下、単に「学校」という。)の正課の野外教育活動(以下「校外学習」という。)として平成22年6月18日浜名湖で実施されたカッターとう漕実習(以下「本件実習」という。)において、同校生徒西野花菜(当時1年。以下「花菜」という。)さんが乗船していたカッターが転覆し、花菜さんの尊い命が失われ(本件実習において花菜さんが亡くなられた事故を、以下「本件事故」という。)、ご両親である原告らに癒やし難い悲しみと多大な心労を与えたことに対し、衷心より謝罪する。

2 被告豊橋市は、本件事故の発生に関し、次の点について、被告豊橋市に責任があったことを認め、原告らに謝罪する。

(1) 豊橋市教育委員会は、豊橋市立の小中学校(以下「各学校」という。)において実施する校外学習に関し、本件事故当時、校外学習における安全マニュアルを策定しておらず、そのため、各学校が校外学習の実施に伴って講ずるべき安全対策や危機管理体制の構築及び運用が各学校任せの状態になっており、安全対策や危機管理体制の構築及び運用について適切な指導助言を行う体制ができていなかったこと。

(2) 豊橋市教育委員会は、各学校において実施する校外学習に関し、各学校の管理職に対する危機管理に関する研修や各学校で起きたインシデントに関する情報を各学校間で共有する体制を十分構築していなかったこと。

(3) 本件実習に関し、学校は、本件実習を委託していた静岡県立三ヶ日青年の家(以下「青年の家」という。)が作成したカッターボート訓練プログラムの具体的内容を個別的に分析し、その安全性をチェックしていなかったこと。

(4) 本件実習に関し、学校は、指導員が乗船しない自主艇があることについて、その危険性の認識を怠り、指導員の乗船を求めなかったこと。

(5) 本件実習に関し、学校は、カッター訓練の安全性の見地からの当日実施の可否の判断について、青年の家から提供された気象情報、青年の家によるカッター訓練の実施の可否基準とそれに基づく可否の判断に全面的に依拠してしまい、学校が独自に安全性に関する検討をし、その可否の判断をチェックすることを怠っていたこと。


3 被告豊橋市は、本件事故発生時の初期対応に関し、次の点について、被告豊橋市に責任があったことを認め、原告らに謝罪する。

(1) 施設・学校の活動本部において、消防・警察の救助本部との連絡・連携体制を十分構築できていなかったため、人員の確認が遅れることとなり、また、様々な憶測や誤った情報が流れる事態になったこと。

(2) 学校は、乗船者名簿の作成及びその管理運用についてのマニュアルの不備等により、本件事故発生の際、その名簿を有効に活用できなかったこと。

4 被告豊橋市は、第2項及び第3項の内容について、市長が原告らに謝罪する公式の場を設け、謝罪内容を明らかにする。

5 被告豊橋市は、各学校において、校外学習の実施に伴う安全管理体制及び危機管理体制等について、本和解の趣旨を踏まえた検証を十分行うとともに、今後二度とこのような事故が起こることのないよう、安全指針及び安全マニュアルの改定等の体制の整備と、その実効的な運用の確保に最大限努めるとともに、各学校における学校行事、学校教育の場において、生徒の生命及び身体の安全を守るのは、第一次的に各学校の教育職員であることを強く自覚し、各教育職員が生徒の安全に対する意識を高く持ち続けるために、研修等に努め、再発防止に向けて不断の努力をすることを約する。

 末尾に和解調書を添付いたします。(別紙2)

豊橋市が、この和解を真摯に受け止め、今後二度とこのような事故が起きることのないよう、生徒の生命及び身体の安全を守るのは、第一次的に各学校の教育職員であることを強く自覚してくれることを見届けたいと思います。また理念だけを掲げるのではなく、実効性の高い取り組みを継続的に実施し、安全管理や危機管理に対する取り組みが、2010年6月18日以前に比べて、明らかに変わったということを示していただきたいと思います。

下記は、和解成立を受けて記者会見で発表した声明文です。

声明

2012(平成24)年10月24日

浜名湖カッターボート転覆事故損害賠償訴訟

原告:西野 友章

西野 光美

1. 本日、名古屋地方裁判所豊橋支部において和解が成立しました。和解内容は、以下の(1)～(3)の通りです。

(1) 豊橋市は次の点について、責任を認めました。

- ① 豊橋市教育委員会は、豊橋市立の小中学校(以下「各学校」という。)において実施する校外学習に関し、本件事故当時、校外学習における安全マニュアルを策定しておらず、そのため、各学校が校外学習の実施に伴って講ずるべき安全対策や危機管理体制の構築及び運用が各学校任せの状況になっており、安全対策や危機管理体制の構築及び運用について適切な指導助言を行う体制ができていなかったこと
- ② 豊橋市教育委員会は、各学校において実施する校外学習に関し、各学校の管理職に対する危機管理に関する研修や各学校で起きたインシデントに関する情報を各学校間で共有する体制を十分構築していなかったこと
- ③ 本件実習に関し、学校は、本件実習を委託していた静岡県立三ヶ日青年の家が作成したカッターボート訓練プログラムの具体的内容を個別的に分析し、その安全性をチェックしていなかったこと
- ④ 本件実習に関し、学校は、指導員が乗船しない自主艇があることについてその危険性の認識を怠り、指導員の乗船を求めなかったこと
- ⑤ 本件実習に関し、学校は、カッター訓練の安全性の見地からの当日実施の可否の判断について、青年の家から提供される気象情報、青年の家によるカッター訓練の実施の可否基準とそれに基づく可否の判断に全面的に依拠してしまい、学校が独自に安全性に関する検討をし、その可否の判断をチェックすることを怠っていたこと
- ⑥ 本件事故発生時の初期対応に関し、
ア 施設・学校の活動本部において、消防・警察の救助本部との連絡・連携体制を十分構築

できていなかったため、人員の確認が遅れることになり、また、様々な憶測や誤った情報が流れる事態になったこと

イ 学校は、乗船者名簿の作成及びその管理運用についてのマニュアルの不備等により、本件事故発生の際、その名簿を有効に活用できなかったこと

(2) 豊橋市は、上記①～⑥の内容について、市長が原告らに謝罪する公式の場を設け、謝罪内容を明らかにします。

(3) 豊橋市は、各学校において、校外学習の実施に伴う安全管理体制及び危機管理体制等について、本和解の趣旨を踏まえた検証を十分行うとともに、今後二度とこのような事故が起こることのないよう、安全指針及び安全対応マニュアルの改定等の体制の整備と、その実効的な運用の確保に最大限努めるとともに、各学校における学校行事、学校教育の場において、生徒の生命及び身体の安全を守るのは、第一次的に教育職員であることを強く自覚し、意識を高く持ち続けるために、研修等に努め、再発防止に向けて不断の努力をすることを約束します。

2 このように本件和解内容は、私たちの要求を全面的に受け入れたものと評価できるものです。

本件事故が発生した直接的な原因は、三ヶ日青年の家の判断に過失があったことによるものです。

しかし、このカッターボート訓練は中学校の正課の授業の一内容と企画され、生徒に対する安全配慮義務は、当然、学校が負っていたこととなります。

したがって、豊橋市にあっては、今回、市長が学校の責任を認め、市を代表して謝罪するその意味について、各教育職員が十分に理解し、二度とこのような悲しい出来事が教育活動中におこらないよう、各自が、目の前の子どもは、自分が守るという強い意識を常に持ち、主体的に適切な安全判断ができるよう、実践的な研修等に努め、実効性の高い安全対策を整備し、不断の努力をすることを強く求めます。

3 私たちは、学校の野外活動そのものを否定するものではなく、安全を大前提とした、大切な教育の場として取り組むよう願うものです。

西野花菜は二度と帰ってくることはありません。豊橋市は、この死を決して無駄してはならないのです。

私たちは、今後の豊橋市の取り組みに、市民とともに重大な関心を寄せていく所存です。

4 豊橋市長が私たちに謝罪する公式の場を設け、謝罪内容を明らかにすることについては、早急に具体化し、日時等について、皆様にご報告致します。

5 最後に、本和解を成立させるためにご尽力いただいた裁判長に対し、敬意を表すとともに、全国の支援者の皆様に対し、感謝申し上げます。

民事訴訟の和解成立は、私たち遺族にとっても一つの大きな区切りとなりました。しかし、再発防止に対する訴えや風化防止に関する取り組みは、これからが大切だと思います。

2012年11月16日、豊橋市の佐原光一市長が、市役所で私たちと面会し、和解調書全文を読み上げ、責任を認めて、「癒すことのできない悲しみと多大な心痛を与えた」と私たちに謝罪し、和解条項にある対応を約束しました。



豊橋市長、遺族に謝罪 豊橋市役所にて

・和解成立の新聞記事

下記は和解成立に関する新聞記事を参考にしました。



豊橋市が責任を認め和解

両親も和解受け入れ

きょう佐原市長会見

【2012年10月25日東日新聞参照】

浜名湖（浜松市）で2010年に訓練用の手こぎボートが転覆し、豊橋市章南中学校の私たちの娘花菜（当時12）が亡くなった事故で、私たち両親が豊橋市などに損害賠償を求めている訴訟の弁論準備手続きが2012年10月24日、名地裁豊橋支部（田近年則裁判長）で開かれました。豊橋市は、責任を認めて私たち両親に謝罪する裁判所からの和解案を受け入れて和解が成立した。私は「私たちの要望が受け



入れられて安堵している」と感想を語りました。訓練を実施した「三ヶ日青年の家」の設置管理者、静岡県とは12月に和解が成立する予定です。施設管理者の「(株)小学館集英社プロダクション」とも同日、私たちの要求をすべて受け入れて、和解が成立しました。

裁判所から示された和解案には、豊橋市に対して校外学習における安全マニュアルを策定していないことや指導員に乗船を求めなかったこと、乗船者名簿を有効に活用せず救助が遅れたこと、などについて同市が責任を認めて原告に謝罪する内容で、学校行事で生徒の安全を守るのは教職員であり、再発防止に努めていくことも記されています。

25日に和解成立について佐原市長が会見を開き、私たち夫婦への公開での謝罪は別の日に行われる予定です。

第3章…事故から事件へ

同市の弁護士、足立陽一郎弁護士は「市のホームページや広報とよはしへの謝罪内容の掲載も考えていく」としています。

会見に臨んだ私は「娘を失った悲しみが薄れるわけではない。責任を認めるのになぜこんなにも時間と労力がかかるのかという思いもある」と心境を語り、責任を認めない方針から一転して裁判所からの和解案を受け入れたことについて「方向転換した理由を聞きたい」と語りました。

私は、2012年3月に同市へ謝罪を求める申入書を提出しました。市側から明確な謝罪はなく提訴に至りました。2012年9月24日に開かれた弁論準備手続きで原告側は裁判所へ和解案を提出しました。公の場で市側が責任を認め謝罪することを求める内容で、市側は和解に応じる意向を示し、今月上旬に裁判所から原告、市側へ和解案が提示されていました。

ご両親に対しあらためておわび

佐原市長コメント

あらためて亡くなられた西野花菜さんのご冥福をお祈りして、ご両親に癒しがたい悲しみや心痛を与えたことをおわび申し上げます。



ボート転覆死亡 和解

浜名湖事故訴訟

豊橋市が謝罪へ

浜名湖で2010年6月、静岡県立三ヶ日青年の家の手こぎボートが転覆し、豊橋市立章南中学校1年の花菜（当時12）が死亡した事故で、私たち両親が豊橋市と静岡県、指定管理者「(株)小学館集英社プロダクション」（東京）の3者を相手に損害賠償を求めた訴訟の弁論準備手続きが2012年10月24日、名古屋地裁豊橋支部（田近年則裁判長）であり、豊橋市、指定管理者と和解が成立しました。静岡県も県議会の承認を経た上で、2012年12月下旬の和解を目指します。

豊橋市は和解条項に従い、野外活動時の引率教員の判断ミスや危機管理体制の不備を認めて両親に謝罪します。佐原光一市長が25日午後、市役所で謝罪会見を開く予定です。

指定管理者とは、請求どおり和解金を支払う内容で合意しました。豊橋市は和解金を負担しません。

【2012年10月25日静岡新聞参照】



私たち両親は2012年5月、生徒の安全に配慮する義務を怠ったとして、計約6,800万円の損害賠償を求めて3者を提訴しました。県と指定管理者は当初から、和解を進める意向を示していました。

豊橋市は「施設を運営している静岡県や指定管理者とは立場が違う」などとして争う構えでしたが、2012年9月に開かれた弁論準備手続きで主張を転換しました。謝罪する方針を固めたため、和解に向けた協議が進展しました。

衷心よりおわび

佐原光一豊橋市長のコメント

西野花菜さんの冥福をお祈りするとともに、両親に癒しがたい悲しみや多大な心痛を与えたことに対し、衷心よりおわびします。法廷で争うことは本意ではなく、裁判所の和解案をそのまま受け入れました。

速やかに対応する

静岡県教委の社会教育課長のコメント

損害賠償請求がなされて以来、一貫して和解の意思を表明してきました。和解の道筋がついたので関係者と調整し、和解に向けて速やかに対応します。ご遺族に対しても引き続き誠意をもって対応します。

第4章…花菜へ

・母、光美の手紙

下記は、母親の光美が、娘花菜への思いをつづった手紙です。

＜私たちの一人娘、花菜＞

2012年9月13日

著：西野 光美

私たちの娘、花菜は、出産予定日より2カ月早い平成9年9月26日に2,204gの低体重児で生まれ、その後順調に育ってくれました。

母親の私は神経系の難病をいくつも抱え、入退院を繰り返しています。しかし花菜は泣いて困らせたりすることは一度もなく、いつも明るく振舞ってくれました。3歳で一人両親から離れ、三重の鈴鹿の祖母に預けられた時も、決して「パパ、ママに会いたい」と困らせず、祖母の店のお客さんに、「ママどうした？」と聞かれると、「病院にいるの」と、店の手伝いをしながら明るく答えていたそうです。その入院前に、私が視神経の炎症で目が見えなくなると一人泣いていると、静かに遊んでくれるのですが、そっとティッシュを置いてくれた、優しい娘でした。



(花菜、小学校の卒業式 撮影：西野友章)

小学生になると通院、入院時に介助してくれるようになりました。私が脊髄神経の管が破れて、下半身がしびれたり、足が動かなくなったりすると、病院の車椅子を取って来て押してくれました。目が見えない時は病院のさまざまな書類の難しい字を楽しそうに読み上げてくれました。その明るさがどんなに、私の救いになったことかわかりません。

そんな生活の中でも、決してふさぎ込まずに嫌がらずに、変りなく振舞ってくれて、母親の私を手助けしてくれました。本当に花菜に救われていました。感謝しています。

その時々で、たくさんの素晴らしい花菜との思い出があります。

2歳の時、私の凶面の仕事仲間と、遠く山梨までのサクランゴ狩りバス日帰りツアーに二人で行った時、「ママは抱っこして歩けないから、最後までバスの中でも泣かず、歩いてね。」と言うと、お友達が両親に抱っこしてもらっているのをみても、一生懸命最後まで歩いてくれました。帰宅した玄関で、私が座って「偉かったね。」と涙一杯で抱きしめた時の得意そうな姿も忘れられません。

通院に付き添ってもらった帰りは、二人で入るちょっと大人のおしゃれなオムライス屋さんのランチが好きでした。もちろんドリンクバーやサラダバーは私の分も取って来てくれます。食事の献立にも文句も言わず、いつも全部食べてくれ、好きなカレーや、パウンドケーキ、クッキーを焼いておくと、小学校から帰宅し「やったー」と喜んでくれます。餃子やケーキ、クッキー作りも好きでした。

そろそろお年頃ということもあり、おしゃれするのも大好きでした。上手に自分のもっている服を組み合わせて、「これ買って」とはねだらず、ジャスコやしまむらに行く時は買ってもらえるかも…の期

待で必ずついてきたものです。

物を大事にする子で、幼稚園入学時に作ってあげたお箸袋は小学校卒業するまで9年間使用し、小学校入学時に、私の友人からもらったお手製の大きくのぼせる靴袋は、野外活動のかばんの中に中学の靴と一緒に入れてありました。

私の体が不自由なため、2階より上の階段や体育館の階段が上がれず、小学校高学年の授業参観、体育館での音楽部の演奏発表や中学の入学式を観てやれず、多くの不憫な思いをさせました。父親が休みを取って参観することもありましたが、決して辛いとは口にせず、たった一人で頑張ってくれました。

また小学校生活では、たくさんの賞をもらう事ができました。特に理科の「自由研究」では、提出すれば必ず豊橋市から優秀賞を頂きました。学校では国語や算数のコンクールでの「満点賞」が当たり前で、その時期がくると一生懸命に取り組んでいたのも、その結果だと思えます。

中学になると部活動は吹奏楽部に入りました。ホルンを担当しましたが、家に帰ると、腹筋や腕立て伏せを150回頑張っていました。ホルンを吹くためには、腕やお腹を鍛えなければならないそうで、先輩や先生に言われたことは絶対にどんなに忙しい日でも毎日欠かさず、野外活動に行く前日まで実施していました。

また必ず毎週3人で買い物に行きました。私たちの休みの日の幸せな時間帯でした。そして何よりも、いつも笑いの絶えない家庭でした。

そんな中、自分の我を出したのが、ピアノとバイオリンを続けられないかもしれない時でした。私の再発が重なり、視神経の炎症で目が見えなくなったり、脊髄の神経が破れて足が動かなくなったり、車で送り迎えのピアノとバイオリンを辞めると言うと、下を向いて小さな声で「続けたい・・・」と、涙を流して言ったのが忘れられません。

小学1年生でピアノを、2年生でバイオリンを習い、4年生で能楽子供教室、小学校の音楽部はトランペット、ホルネット、中学の吹奏楽部ではホルンをと、父親譲りの音楽好きで張り切っていました。野外活動で出かける前日の夜も、バイオリンとピアノのレッスンを受けていました。



(発表会でバイオリンを弾く花菜 2009年撮影：西野友章)

学校の野外活動に行く6月17日の朝は、父親が出張でいず、私の布団の上げ降ろしもしていってくれました。私は一人で花菜を送り出さねばならず、忘れ物をさせないよう、お弁当が傷まないよう必死で、笑顔の余裕もなく心の中で「無事帰ってくれますように」「楽しんでくれますように」と。「行ってきます」と、迎えに来てくれたお友達の車に笑顔で乗り込んだのが最後の姿です。

家でも怒ったこと、お友達の悪口を言ったことのない優しい娘で、いつもまわりの友達のことを考えていました。おそろおそろ私達二人でみた、命を落とす前夜の研修会のしおりに書かれた「将来の夢」は、花菜の好きな音楽の道ではなく、『人を助ける医者になりたい』、『友達の活躍を見てみたい』でした。

私達は、最後まで娘の優しさに包まれていました。

一人娘の花菜は私たちにとって、いのちよりも大事な存在でした。

下記は、母親の光美が、命日によせた思いです。

<6月18日によせて>

だんだん過ごしやすい季節になるのがなぜか悲しくて、娘と過ごした日々から離れていくのが辛すぎて。もうすぐ6月18日が来ます。

恐いほどの悲しい現実、済まされねばならない雑事の多さ、延べ1千人の参列者という事故の日常からかけ離れた大きさの中、いのちについて考え続ける日々でした。そこに多くの方がたのかけがえのないいのちが奪われた、3月11日の東日本大震災。

私のひとり娘は中1の12歳に、義務教育の野外活動の中ボート事故に遭い、なんの落ち度もなくいのちを落としました。その瞬間まで、「娘は生きていた」「生きたかった」はずです。

可愛い笑顔、優しい言葉、将来の夢。同じく、突然の災害に遭われた方がたを思うと言葉になりません。

人生をボロボロにされ、マスコミに追われ、文庫寄贈等の諸事。娘の死を無駄にしないよう、学校の校外学習の安全、再発防止を求め、署名活動、毎月の豊橋市教育委員会へのマニュアル作成、公表を求め続けた1年です。

何度も泣き崩れそうになりながら、必死に前に進んできました。

そんな中、2年に進級したろう娘が遺した国語のファイルが学校から返却されました。そこには「私にとってのお母さん」という娘の作文が。笑顔、友達、お母さんのテーマで考え、「いてくれてありがとう。」で締めくくられていました。

娘のいのちは消えてしまいましたけれども、私も娘に心の中で「いてくれてありがとう。」と叫び続けています。



(「かがやいているおかあさん」：小学校低学年の頃、母の日に花菜からのプレゼントの絵)

今も娘の大切な友達の皆さんが、この1年ずっと娘のいのちを学校に問い続け、娘の写真の前で「ありがとう。」、ずっと友達だからねと言い続けて頂いています。

親の私にとって、お友達にとって、娘を知る温かい方がたにとって、今も娘は生きています。

突然愛する人を失くされた方々に、愛する人の苦しみにご自身までがのみ込まれることなく、愛する方を思い続けて差し上げて下さい。きれいごとの強がりを使うようですが、いつまでも続く悲しみの中、このことがこの1年で私が学んだことです。

娘がいのちあった時の輝きをずっと育て続けたい、輝かせてあげたい、と。

この6月18日を涙でなく笑顔で迎えたいです。

2011年 光美

・同級生の思い、新聞記事より

花菜の友人が朝日新聞の取材に応じて、花菜への思いを語ってくれました。

下記は、その記事の一部を参考にしました。



カナちゃん 会いに行くよ
浜名湖ボート転覆 18日で2年

【2012年6月16日朝日新聞夕刊参照】

不登校の少女 追悼に学校へ

2012年6月18日、同校である追悼コンサートのため、不登校の少女（14）が1日だけ登校します。「カナちゃんに会いたい」

少女は小学校の6年間、花菜と同じクラスで、自宅を歩き来る仲でした。交わした手紙は計50通以上。花菜は少女の片思いの恋への励ましや誕生日を祝うメッセージなどをつづりました。「まずはしゃべることだね！もし、ハズカシくてムリ——××ってときは3人ではなそうよ！ファイト！ガンバレ」。手紙をもらってなんか元気がでた！…これからはウチらは双子ちゃんよ♡

将来の夢も語り合いました。花菜は漫画家、少女は保育士。「カナちゃんは大きくなったら子どもを預けると言ってくれました。私は漫画を買うねって約束しました」



第4章…花菜へ

しかし、かないませんでした。2010年6月18日、浜名湖で章南中の1年生18人と教師2人の乗った手こぎボートが、モーターボートえい航中に転覆しました。少女は花菜とは別のボートに乗船。湖面の波が高くなり、下船して避難していた時、花菜が戻らないことを知りました。

その年の秋、少女は同級生からいじめを受け始めたといいます。2011年6月から学校に行けなくなりました。

豊橋市は花菜の命日を「豊橋・学校いのちの日」と決めました。章南中では昨年もコンサートがありました。少女は母に付き添われて体育館の扉の外で聞きました。

今年のコンサートは「友と思い出を紡ぎたかった」をテーマに、花菜の写真100枚を舞台のスクリーンに映し、花菜の母親の光美の友人のピアニストや同校の吹奏楽部員らが演奏します。

少女は、母の隣の保護者席で聞かつもりです。「カナちゃんが生きていれば、いじめに遭った時もきっと相談に乗ってくれると思う。絶対にいかなきゃ」

2011年7月から、愛知県田原市のフリースクールに週2日通っています。

「一緒に連れて行って」と花菜の両親から渡された代わりに猫のぬいぐるみをかばんにつけました。「フリースクールは楽しい」と聞くと間を置かずに「うん」とうなずきました。



「天国の花菜に届け」

心に傷負った親友も演奏

【2012年6月19日朝日新聞参照】

同校であった追悼コンサートでは、今も事故の記憶に苦しむ親友の女子生徒が思い込めて演奏しました。

コンサートでは、花菜が所属していた吹奏楽部員19人が歌手西野カナさんの「君って」など2曲を披露。花菜と友人らの撮った写真スライド約100枚が舞台に映し出されました。女子生徒は、アルトサックスのソロパートを任されました。いすを置き、その上に花菜の担当だったホルンを置きました。「何でも話せる一番の親友だった。花菜を思って明るく楽しく演奏した。本当なら花菜がそばにいたはずなのに…。でも音楽が天国の花菜に届いたと思う」

女子生徒は、小学4年から6年まで花菜と同じ音楽部に所属していました。きちょうめんな自分とマイペースの花菜は不思議と気が合っていました。「2人はいつも笑っているね」音楽部の教員か



らよく言われました。

2年前の6月18日、2人は同じボートに乗りました。転覆は「スローモーションみたいでした。」ひっくり返った船の中は薄暗く、水面があごまで迫りました。波が押し寄せるたびに上の船底に頭をぶつけ、水を飲みました。同級生の泣き叫ぶ声が聞こえました。「花菜がいない」助け出された後すぐに気づき、救助隊に訴えました。

親友を失ったショックで、心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断され、今も月2回、市内の心療内科に通います。狭い空間のエレベーターは怖い。水も怖くて、プールの授業は休んでいます。

事故の影響などで、2年生の時は授業の半分ぐらいを保健室や相談室で過ごしました。それでも部活は続けました。「音楽まで失いたくなかった」といいます。

父親の私は「2年たっても区切りはつかない。でも、みんなが友達でいてくれて、一生心の中で忘れないでくれると思える。花菜、よかったね」

花菜の友人がコンサートの感想を寄せてくれました。

私は吹奏楽部で「おとや」と一緒に演奏しました。とても緊張したけど、音楽と友達が大好きだった花菜を思って、出来るだけ明るく楽しい演奏しました。

花菜との思い出を、スライドショーをみながら思い出しました。花菜はいつも笑っていて優しく私にとってとても大切な人でした。

そんな花菜をうばった事故が許せません。「おとや」さんの演奏を聴きながら、花菜との良い思い出も思い出したけど私はどうしても心が複雑です。「もし花菜がいたら・・・」とどんなときも思います。

このコンサートは今年で終わるそうです。私はこれから先が不安です。私はきっとこれからもずっと6月18日という日を嫌でも忘れません。

しかし先生たちはどうでしょう。6月18日という悲しい日をコンサートが無くなっても思い出すでしょうか。花菜を殺した先生達は何もなかったように悠々と過ごしていくことが1番許せないことだと思います。

今日のコンサートを鑑賞していろんなことを思いました。

花菜がいなくなった事実は悲しくもきえないことを改めて痛感しました。



第5章…安全な教育システムの構築に向けて

・本件から見る学校の危機管理

2010年6月18日、豊橋市立章南中学校の自然体験学習中に起きた死亡事故は、静岡県と指定管理者の(株)小学館集英社プロダクションと豊橋市の3者が、それぞれの過失を認め、再発防止に向けた取り組みを進めていると思います。また、この訴訟によって、学校がやらなければならないこと、豊橋市教育委員会が取り組むべき安全・危機管理体制の再構築、学校を設置している市の責任など、それぞれの立場で、子どものいのちを守るためにやるべきことが、事故以前に比べて明確になりました。

この事故を経験した豊橋市は、子どもたちのいのちを預かっていることを強く自覚して、最優先課題として、安全に関する教育システムを構築しなければならないと思います。

下記に、この学校事故を通じて豊橋市の問題を見つめてきた小林弁護士のレポートをご紹介します。

本件から見る学校の危機管理

2013年2月2日 弁護士 小林 修

1 豊橋市の責任と危機管理

西野さんの相談は豊橋市に責任を明確にして謝罪していただきたいということだった。

これをどうしたら実現できるかを考え、交渉・訴訟を進めた。

その中で、本件事故の前後で学校はどうするべきであったのか、その前提となる学校の立ち位置は何か、それに基づいて学校は何を予測し対応すべきであったのか、を考えた。

見えてきたことは、学校の危機管理ができていなかったということ。

本件和解は、これを明らかにした。

2 本件では学校は何をするべきであったのか

(1) 本件事故発生に関する危機管理の欠如

- ① 校外学習における安全マニュアルなど
- ② 各学校間の情報の共有
- ③ 三ヶ日青年の家のカッターボート訓練プログラムについての安全性チェック
- ④ 殊に自主艇の危険性の認識
- ⑤ 実施の可否についての判断のチェック

(2) 事故発生後の初期対応に関する危機管理の欠如

- ① 施設、消防、警察との連絡・連携体制
- ② 殊に乗船名簿の不備

3 学校の立ち位置

学校は、生徒との関係と実施者との関係の2面性がある。

実施者との関係では「お客様」であるかもしれない。

しかし、生徒との関係では「教育者かつ保護者」である。

その意味では、学校が「頭」、実施者が「手足」である。

本件では、学校の立ち位置の自覚が欠落していた。

4 危機管理のための予測と対応

本件では、お客様の視点のみで終始したので危機管理に必要な予測ができなかった。

安全面は丸投げとなった。

保護者の視点があれば、第2項についても、予測と対応ができたはずである。

5 今後

本件和解の第5項を豊橋市がどのように実現していくのかを注目したい。

殊に、「生徒の生命及び身体の安全を守るのは、第1次的に各学校の教職員であることを強く自覚し、各教職員が生徒の安全に対する意識を高く持ち続けるために、研修等に努め」と、豊橋市が認めたことが、本件の危機管理の核心である。

・和解条項で明らかとなった豊橋市の法的責任

下記は訴訟を通して、豊橋市の法的責任を明確にした菊地弁護士レポートです。

和解条項で明らかとなった豊橋市の法的責任

菊地令比等

1 和解成立後の豊橋市長の記者会見の内容

2 責任と法的責任

(1) 責任という言葉は、政治的責任、倫理的責任、道義的責任等、多義的に使われる。

しかし、訴訟において問題となる責任は、法的責任である。

(2) 責任と損害

損害賠償請求訴訟においては、責任と損害が問題となる。

責任とは、「・・・すべきだったのにしなかった」という安全配慮義務違反又は過失のこと。豊橋市の法的責任を問う訴状も、責任と損害の2本立てで書いている。

3 和解条項の「次の点について、被告豊橋市に責任があったことを認め」に書かれていることと、訴状の「被告豊橋市の責任」に書かれていることとの比較
(別紙参照)

4 法的責任の重みと今後の学校の課題

法的責任以外の責任は、責任を取るか取らないか、責任を取る場合にどのように取るのかについての判断が個人や集団の自由に委ねられているが、法的責任の場合はそういうわけにはいかない。

豊橋市教育委員会は、今後、安全対策や危機管理体制の構築及び運用について各学校任せ

の状況を放置することは許されず適切な指導助言を行うこと、学校は、実習実施の可否の判断について、学校が独自に安全性に関する検討し、その可否の判断をチェックすることなどが求められる。

このようなことを行わないまま、今後実習などで同様の事故が起きれば、豊橋市は法的責任を問われるという点で、今回の和解において豊橋市の法的責任が認められた意義は大きい。



(左から菊地令比等弁護士、小林修弁護士、遺族西野友章 本件事故について市民と話し合う。2013年2月2日豊橋市カリオンビルにて)

・豊橋市立章南中学校の約束

学校がやるべきことを怠ったために、一人の生徒のいのちが失われました。当然、当事者の章南中学校は、責任を感じ、深く反省しているはずです。

しかし、残念ながら私たちに伝わってくる章南中学校の二度と繰り返さない取り組みは、未だに問題点を正確に捉えたものになっていないように思います。この事故で明らかにされたことは、学校の危機管理が希薄だったことです。日ごろから各教諭は、「生徒のいのちを守らなければいけない」と思っているでしょう。しかし、一番肝心な時に、自分たちの立場を見失ってしまいました。

この事故では、容易に危機をイメージできる状況にあったにもかかわらず、他者にすべてを任せ、何も判断しなかった結果、尊いいのちが奪われたのです。この「学校が守るべきいのち」に

ついて、学校は、状況によって自分たちの都合のいいように解釈してしまう体質が、この“事件”を引き起こしたのではないのでしょうか。これは、章南中学校だけの体質ではないかもしれません。しかし、当事者の中学校としてもう一度、危機管理のあり方について、自らの責任として深く考え、同じ過ちを繰り返さないよう、最優先の課題として取り組むべきです。現状は、授業中に生徒を死亡させた学校の取り組みとは思えないほどの浅いものだと感じています。

そして、これだけ社会的関心が高く、衝撃的な出来事なのですから、取り組み内容を力強いメッセージとともに、社会に発信する社会的責任が、章南中学校にはあると思います。

下記に豊橋市立章南中学校のウェブサイトより、「章南中野外活動安全対策マニュアル」のページを転記します。2013年3月末時点の掲載文です。

章南中野外活動安全対策マニュアル

平成22年6月18日、浜名湖で実施されたカッターとう漕実習中、カッターボートの転覆により本校1年生徒の尊い命を失いました。今後、二度とこのような事故が起こることのないよう、章南中学校は次のことを約束します。

- (1) この事故を決して風化させることなく、本校に勤務する教職員に引き継ぎ、教育活動においては、生徒の生命を第一に考え、安心・安全に教育活動が展開されるよう努めていくこと。
- (2) 学校行事、学校教育の場において、生徒の生命及び身体の安全を守るのは、第一次的に教職員自身であることを強く自覚し、安全管理に対する意識を高くもち続けること。
- (3) 安全に対する研修等に努め、事故の再発防止に向けて努力を続けていくこと。
- (4) 安全指針および安全対策マニュアル(以下に示す)を随時改訂するとともに、その実効的な運用に努力していくこと。

上記の約束が、決して理念だけで終わらないことを祈っています。



(中学入学当日、1年A組の花菜)

豊橋市教育委員会は、2013年4月に、章南中学校の校長の入れ替えを行いました。私たちの願いは、章南中学校がああ事故の反省に立って生まれ変わってくれることです。しかし、事故から3年近く経った今でも、なにがどのように変わったのか、具体的なものはなにも伝わってきません。

今までのA校長の下では、生徒一人が亡くなったという重大な出来事について、当事者意識が学校全体で欠けていたのではないのでしょうか。今までは、そんな言動ばかりでした。

もう一度、私たち遺族は、章南中学校に強くお願いします。

理念だけで終わらないように具体的な活動を示して下さい。今までの意識を変えて下さい。事故から3人目のS新校長の下で、安全対策や危機管理体制の構築や運用について、組織的に役割分担や責任を明確にして下さい。具体的な目標をもって教職員のレベルアップを図って下さい。自ら教育委員会を巻き込んで下さい。そして、取り組み状況や成果を社会に発信し続けて下さい。また、組織の変更に影響されない仕組みの中で、常に高いレベルの取り組みを目指して下さい。その章南中学校の取り組みが、市内のみならず、県内や全国の学校にもよい影響を与えることができるよう、努力を続けて下さい。そして、私たちや社会にその努力の結果を示して下さい。

これらのことは、生徒のいのちを亡くしてしまった当事者校の、最低限の責務だと思います。

授業中に、なんの落ち度もない一人の生徒のいのちが亡くなったのです。

司法が学校の誤った行為を指摘しているのです。

二度目はもうないのです。決して、約束を忘れないで下さい。

・静岡県警の姿勢

2013年2月12日、この事故について、静岡県警は豊橋市立章南中の元校長ら、計6人を業務上過失致死容疑で送致しました。県警は、容疑の対象を現場関係者のみならず、その管理者まで含めました。この「管理責任を問う」という警察の姿勢は、全国の多くの関係者に、危機管理のあり方などに対して、大きな方向性を示したと思います。県警トップも静岡県が先駆けとなって「全国に警鐘を鳴らせ」という命で捜査を進めたと聞きました。

私は、この死亡事故はボートが転覆しただけではないとずっと考えています。それぞれの責任者たるものが義務を負っているにもかかわらず、それを怠ったために、それが重なって、この死亡事故が発生しました。「現場でつむじ風が吹いた」とか、「晴れていたのに雷が落ちた」とかとは全く違います。それぞれが怠って起きたもので、怠らなければこういうことにはなりません。決して偶然ではないと感じています。静岡県警が示した方向性は、現場にいた個人の問題だけではなく、それぞれの管理責任を問うたことに、大きな意義があると思います。

この事故で一人娘をなくした私たちは、会社や県や学校を含めた全国の組織の管理責任者の方々に、今回警察が示した姿勢に対して、もう一度深く受け止め、今後に生かしてほしいと願うのみです。

おわりに

子どものいのちを預かる学校として、決してあってはならないことが起きました。学校の管理・指導する立場の豊橋市教育委員会、学校の責任者である校長、子どものいのちを守る義務がある豊橋市、行政チェックの豊橋市議会、それぞれの立場に子どもを預かっている責任があるはずです。この事故・事件から、学校の危機管理に対する認識を徹底的に改め、二度と繰り返さない強い決意で、それぞれの立場で実践していただきたいと思います。

この事故を経験した豊橋市がやるべきことは、和解条項にある約束を果たすことは当然ながら、教育行政のいのちにかかわる問題として、学校への助言・指導だけにとどまらず、豊橋市として責任を自覚した行動をとることだと思います。また、教育現場の安全対策や危機管理体制について、豊橋市議会を含めた市全体で、関心を持って見続けることが大切だと思います。

そして何よりも、現場の各教諭が受け身にならず、「目の前にいる子どもたちのいのちを守るのは、私たち教諭しかいない」と、日ごろから自主・自律の意識を持ち続けていただきたいと思います。

「生徒の生命及び身体を守るのは、第一次的に各学校の教職員である」という司法判断を風化させないため、この和解条項の事例を広く社会に示し、再発防止に向けて実践していくことが、あってはならないことを経験した豊橋市に課せられた責務だと思います。

私たちは、この和解が事件の解決ではなく、再発防止の始まりだと捉えています。司法の場で約束された再発防止に向けての「不断の努力」を、豊橋市がどのように実現していくのか、見守り続けます。そして、豊橋市の「不断の努力」の取り組みが、全国の小中学校のお手本になってくれれば、花菜のいのちは、少しは報われるのでしょう。そのことが、花菜が生き続けていることになるでしょう。

学校事故で、一人娘を亡くした親として、深い悲しみは一生変わりませんが、せめてこの市が変わってくれることを、必死で願っています。

■本冊子に関するお問い合わせ

代表：西野 友章

mail: tomoaki-nishino@hotmail.co.jp

tel:090-8863-2309

■遺族ウェブサイト

「浜名湖カッターボート転覆事故を考える」

<http://www.always-kana.com/>

■追悼歌「未来(あした)へ」

<http://www.youtube.com/watch?v=xTr3KqxHbsk>



小学5年生の花菜 撮影：西野友章